

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアムについて

1 目的

関係者による連携組織を設置し、学校卒業後における障害者の学びの充実に向けた協議を行う。

2 会議

- | | | |
|-----------|----|-----------------------|
| (1) 第1回会議 | 日時 | 平成30年 8月10日 (金) 14時から |
| | 会場 | 千葉市生涯学習センター |
| (2) 第2回会議 | 日時 | 平成30年10月18日 (木) 10時から |
| | 会場 | 千葉市生涯学習センター |
| (3) 第3回会議 | 日時 | 平成30年11月 6日 (木) 14時から |
| | 会場 | 千葉市生涯学習センター |
| (4) 第4回会議 | 日時 | 平成31年 1月29日 (火) 14時から |
| | 会場 | 千葉市生涯学習センター |

3 コンソーシアム委員

No	氏名(敬称略)	所属等
1	浅岡 裕	市川市幸公民館 館長
2	上條 秀元	宮崎大学 名誉教授
3	佐川 桂子	千葉県特別支援学校校長会 会長
4	鈴木 一郎	千葉県社会福祉協議会 常務理事
5	田上 昌宏	千葉県手をつなぐ育成会 会長
6	中澤 尊史	株式会社舞浜コーポレーション 代表取締役社長
7	萩原 稔之	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 課長
8	藤尾 健二	千葉障害者就業支援キャリアセンター センター長
9	堀子 榮	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 課長
10	向野 光	川村学園女子大学 教授
11	横山 紀武	千葉県障がい者スポーツ協会 会長

※主査は向野委員

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム 第1回会議

1 日 時 平成30年8月10日(金) 午後2時から

2 場 所 千葉県生涯学習センター 3階 特別会議室

3 次 第

(1) 開会

(2) 委嘱状交付

(3) 委員紹介

(4) 教育長挨拶

(5) 議事

ア 議事1 関係機関の連携体制と研究の全体像について

イ 議事2 県内先進事例に係るヒアリングについて

ウ 議事3 その他

(6) 連絡

(7) 閉会

4 配付資料

資 料 1 : 障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム設置要綱

資 料 2 : 障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム委員名簿

資 料 3 : 学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業
の概要について

資 料 4 : 県内先進事例に係るヒアリング資料
浦安市立堀江公民館「きぼう青年学級の取組」

資 料 5 : 障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム
今後のスケジュール

参考資料1 : 「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」
(文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課障害者学習支援推進室)

参考資料2 : 平成29年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰
事例集より抜粋(千葉県からの表彰団体)

そ の 他 : 委員からの提出資料等

資料 1

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム設置要綱

(目的)

第1条 学校卒業後における障害者の学びの支援の充実のため、関係者による連携組織として「障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 コンソーシアムは以下の事務を所掌する。

- (1) 障害者の学びの推進に係る現状分析や、先進事例の研究に関すること。
- (2) 特別支援学校及びさわかちば県民プラザをはじめとする県内社会教育施設における学習プログラム開発に係る助言と検証に関すること。
- (3) 県内市町村や関係機関への普及・啓発等、推進体制づくりに関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 コンソーシアムの委員は、生涯学習、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体の代表者や有識者等で構成する。

2 コンソーシアムの委員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

3 コンソーシアムの委員は、千葉県教育委員会教育長が委嘱する。

(組織)

第4条 コンソーシアムには、主査を置く。

2 主査は、コンソーシアムを代表し、その事務を総括する。

3 主査に事故があるときは、主査が指名する委員がその職務を代理する。

4 主査は、別に定める「学校卒業後の障害者の学びの支援に関する実践研究事業」に係るコーディネーターをもって充てる。

(会議)

第5条 コンソーシアムの会議(以下、「会議」という。)は主査が招集し運営する。

(会議の公開)

第6条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

(1) 人事に関する事項を審議する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、主査が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、第10条に規定する事務局が別に定める手続により、会議開会の30分前から20分前までに許可を受けなければならない。傍聴できる定員を10名とし、傍聴希望者が定員を上回った場合は、抽選を行い、傍聴人を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であつて主査が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。
- 3 傍聴人は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 4 傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、予め事務局に申請しなければならない。また、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 5 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- 6 主査は、第4項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第8条 主査は、会議において配付した資料を事務局に公開させなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第9条 主査は、事務局に会議の議事録を作成させ、これを公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、主査は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの事務局は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課内に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月19日から施行する。

資料 2

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム 委員名簿

No	氏 名	所 属 等
1	あさおか ゆたか 浅岡 裕	市川市幸公民館 館長
2	かみじょう ひでもと 上條 秀元	宮崎大学 名誉教授
3	さかわ けいこ 佐川 桂子	千葉県特別支援学校校長会 会長
4	すずき いちろう 鈴木 一郎	千葉県社会福祉協議会 常務理事
5	たがみ まさひろ 田上 昌宏	千葉県手をつなぐ育成会 会長
6	なかざわ たかふみ 中澤 尊史	株式会社舞浜コーポレーション 代表取締役社長
7	はぎわら としゆき 萩原 稔之	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 課長
8	ふじお けんじ 藤尾 健二	千葉県障害者就業支援キャリアセンター センター長
9	ほりこ さかえ 堀子 榮	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 課長
10	むくの ひかる 向野 光	川村学園女子大学 教授
11	よこやま としたけ 横山 紀武	千葉県障がい者スポーツ協会 会長

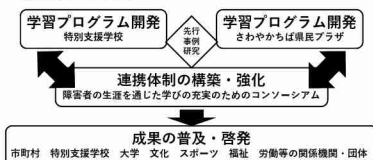
【五十音順 敬称略】

資料 3

学校卒業後における障害者の 学びの支援に関する 実践研究事業 の概要について

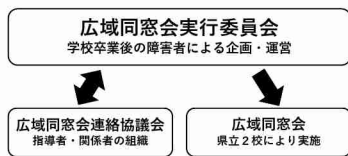
平成30年8月10日
千葉県教育委員会

研究の全体像



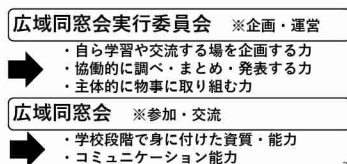
1

プログラム開発 特別支援学校における取組



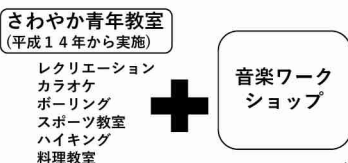
2

プログラム開発 特別支援学校における取組



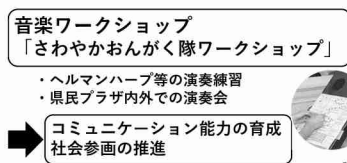
3

プログラム開発 さわやかちば県民プラザにおける取組



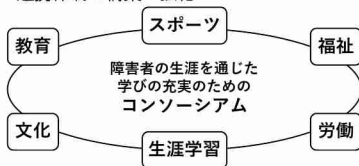
4

プログラム開発 さわやかちば県民プラザにおける取組



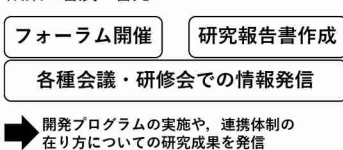
5

連携体制の構築・強化



6

成果の普及・啓発



7

目指す姿



8

文部科学省は、平成 29 年 4 月から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」が新設されました。今年度から初めて、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣表彰を行うこととされました。

そこで、浦安市堀江公民館の主催事業である「きぼう青年学級」は、全国から 61 件の個人と団体の中に選ばれました。今回表彰された主催事業は、就労している知的障がい者を対象とした「きぼう青年学級」で、発足は昭和 59 年(1984 年)5 月 13 日に記念すべき最初の開級式を行い、今年で 34 年目を迎えました。

この「きぼう青年学級」は、「社会的自立や日常的に必要な知識、技能を習得し、地域とふれあいながら余暇の上手な使い方を身に付け、社会的に成長することを目指すこと」を目的とし、原則として月に 1 度(第 3 日曜日)活動しています。

この度の表彰状(平成 29 年 12 月 7 日付け)をいただいたことで、重い責任を感じるとともに今後の充実した活動を心掛けていきたいと同時に、引き続きみんなで力を合わせてがんばっていこうという意欲が湧いてきました。

きぼう青年学級の学級生・スタッフ・職員一同

きぼう青年学級 平成30年度プログラム (予定)

月/日	主題	内容・場所	持ち物	活動時間	備考
4月15日	開級式・チーバクんと楽しもう (地域交流)	姫江公民館 大集会室	のみもの	10時～12時	※保護者も一緒に 協力：浦安ダンスパーク
5月20日	体を動かそう1	ポッチャを楽しもう 姫江公民館 大集会室	のみもの	10時～12時	浦安ポッチャ協会の協力
6月17日	前回のまとめ・体力測定	みんなで体探検と体力測定 (姫江公民館 大集会室)	のみもの	10時～12時	地域包括センターに依頼
7月8日	バスに乗って	ふなばし三番瀬環境学習館	のみもの	10時～12時30分	船橋市潮見540番
8月19日	被ばく体験講話	姫江公民館 視聴覚室	のみもの	10時～12時	浦安被曝者つくしの会
9月8～9日	宿泊研修	宿泊先：かんぼの宿 鴨川 研修先：鴨川シーワールド		14時集合予定 15時解散予定	中止の場合は委員会バス使用 都外研修 9/30 (別表)
10月21日	バスに乗って	谷津干潟自然観察センター	のみもの	10時～12時	習志野市秋津5-1-1
11月18日	ボウリングに挑戦 (都外学習)	委員会バス使用 葛西とうきゅうボウル	のみもの	10時～12時	ボウリング 葛西とうきゅうボウル
12月16日	クリスマス会・塗り絵	姫江公民館 大集会室 またはヒセンター	のみもの	10時～12時30分	協力：西1支部支協
1月20日	電車に乗って	初 詔 深川不動尊	のみもの	10時～12時45分	中央公民館集合・解散
2月17日	映画鑑賞会	姫江公民館 視聴覚室	のみもの	10時～12時	ミニオンスなど
3月17日	開級式・地域交流	姫江公民館 大集会室または郷土博物館	のみもの	10時～12時	

*プログラム内容・日時などは、変更・中止とすることがあります。変更・中止の連絡は、毎月の通知でお知らせいたします。

きぼう青年学級 平成29年度 開催結果 (学級生30名)

月/日	主題	場所	ご協力	活動時間	学級生 参加人数 (30人中)	参加率	スタッフ 参加人数 (16人中)	参加率
4月16日	開級式・音楽を楽しもう (地域交流)	姫江公民館 大集会室	公民館利用サークル 「ベイ・プリース」の皆さん	10時～12時	26人	86.7%	5人	31.2%
5月21日	市役所へ行ってみよう (都外学習)	委員会バス使用・浦安市役所		10時～12時	24人	80.0%	5人	31.2%
6月18日	前回のまとめ・体力測定・ 壁に願いを (七夕短冊)	姫江公民館 大集会室	浦安の進みおアカデミア 体験館の皆さん	10時～12時	25人	83.3%	6人	37.5%
7月16日	海を楽しもう (都外学習)	委員会バス使用・葛西臨海公園		9時30分～12時	22人	73.3%	8人	50.0%
8月20日	前回のまとめ・ほすきに 挑戦&夏の音楽を楽しもう (地域交流)	姫江公民館 大集会室・会議室	「エコフレンド減炭」の皆さん・ 公民館利用サークル「ベイ・プリース」 の皆さん	10時～12時	26人	86.7%	10人	62.5%
9月2～3日	宿泊研修	宿泊先：かんぼの宿 鴨川 研修先：鴨川シーワールド (千原島)		台高付近により中止				
10月15日	花の美術館へ行ってみよう (都外学習)	委員会バス使用千葉市三鷹/イ ファミリー		10時～12時	24人	80.0%	5人	31.2%
11月19日	ボウリングに挑戦 (都外学習)	委員会バス使用・葛西とうきゅうボウル		10時～12時	22人	73.3%	5人	31.2%
12月17日	紙芝居と作星作り & クリスマス会	姫江公民館 大集会室ほか	浦安市社会福祉協議会1支所のみねさ マジョリカさん、きんじさん	10時～12時30分	28人	93.3%	6人	37.5%
1月21日	浦安音楽祭特別見学と浦安市長 と表彰のお祝い会 (都外学 習)	浦安音楽ホール	公民館利用サークル 「ベイ・プリース」の皆さん	10時～12時	23人	76.6%	6人	37.5%
2月18日	地域交流 形紙・紙芝居・音楽・等身作 みんなが楽しもう	姫江公民館 大集会室ほか	南小学校教育懇話会ボランティア友の会・ 浦安社会福祉協議会1支所・公民館 利用サークル「ベイ・プリース」の 皆さん	10時～12時	27人	90.0%	6人	37.5%
3月18日	郷土博物館体験・見学 & 開級式	浦安市郷土博物館	博物館ボランティアの皆さん	10時～12時	25人	83.3%	5人	31.2%
					延べ	総数平均	延べ	総数平均
					272人	82.4%	67人	38.1%

資料 5

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム スケジュール

第1回会議

日時： 平成30年 8月10日（金） 14:00～16:00

場所： 千葉市生涯学習センター 3階 特別会議室

- 議事： 1 連携体制と研究の全体像について
2 県内の先進事例に係るヒアリングについて

第2回会議

日時： 平成30年10月18日（木） 10:00～11:30

場所： 千葉市生涯学習センター 3階 特別会議室

- 議事： 学習プログラム開発に係る取組について

第3回会議

日時： 平成30年11月 6日（火） 14:30～16:30

場所： 千葉市生涯学習センター 3階 特別会議室

- 議事： 1 県外先進事例視察報告について
2 市町村や関係機関等への普及・啓発について

第4回会議

日時： 平成30年12月から平成31年1月の間で調整中

場所： 調整中

- 議事： 1 これまでの論点整理について
2 次年度の方向性について

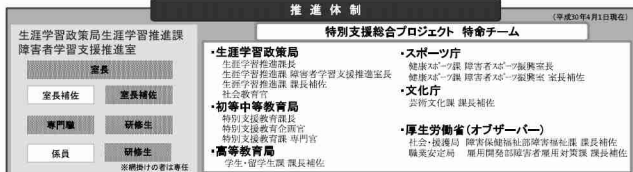
障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について

平成30年8月

文部科学省 生涯学習政策局
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた動き

- 平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」(障害者の生涯学習の確保が規定)の批准や、平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、生涯学習、教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、省内に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。
- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」(平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ)を发出するとともに、同日付で、地方公共団体等への協力依頼の通知を发出。



～平成29年4月7日付文部科学大臣メッセージ ポイント～

- 障害のある方々が、夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していく必要。その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなることに大きな不安を持っていること。
- 今後は、障害のある方々が生涯を通して教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。
- 各地方公共団体においても、関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきたいこと。

「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出

- 同日（平成29年4月7日）付で、地方公共団体等への通知を関係局長等※の連名にて発出。
※生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ庁次長、文化庁次長

「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」依頼事項のポイント

- 第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について
- 「障害者学習支援推進室」を生涯学習政策局に設置。
 - 都道府県・市町村においても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障害者の多様な学習活動の支援に関する取組の充実を図るとともに、取組の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼。
- 第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について
- 障害者の生涯学習を支える活動を行う団体等を表彰予定。適切な候補の推薦を依頼。
- 第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について
- スポーツ事務の一元化を含め、障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備を依頼。
- 第4 「Specialプロジェクト2020」について
- 全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の祭典を開催するため、モデル事業を実施。都道府県の関係部署・団体等が連携した体制の構築を依頼。
- 第5 障害者による文化芸術活動の充実について
- 障害者の優れた文化芸術活動の取組の調査研究や、成果発表の公演などの支援を実施。
 - 障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、相互理解につながる文化芸術活動の充実を依頼。
- 第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実
- 近日中に告示予定の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実を依頼。
 - 多くの特別支援学校で行われている卒業生のフォローアップ等について、障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実を依頼。
- 第7 小学校等における障害者に対する理解の推進
- 告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等の趣旨を踏まえ、学校教育における障害者に対する理解に関する取組の充実を依頼。
- 第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討
- 大学等における障害のある学生の修学支援の在り方について、検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめた。これを広く周知し、共通理解と連携を深め、取組の充実にも努めるよう依頼。

障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）に関する条約・法令①

障害者の権利に関する条約（抄）（平成26年1月批准）

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。（以下略）

2～4 （略）

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。（以下略）

2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。

3～4 （略）

5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。（以下略）

障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）に関する条約・法令②

「障害者の権利に関する条約
第1回日本政府報告」より
(生涯学習関係)

(16.5) 教育基本法第3条において、障害者を含む国民一人一人の共通理解の下、国及び地方公共団体をはじめ、学校、家庭、さらに各種団体や企業等も含め地域を通じた社会全体で、生涯学習社会の実現が図られるべきという「生涯学習の理念」を規定している。また、同法第4条に教育の機会均等を規定し、その第2項として、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じる義務を国及び地方公共団体に課している。さらに、同法第12条に社会教育を規定し、個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならないとしている。

教育基本法(抄)

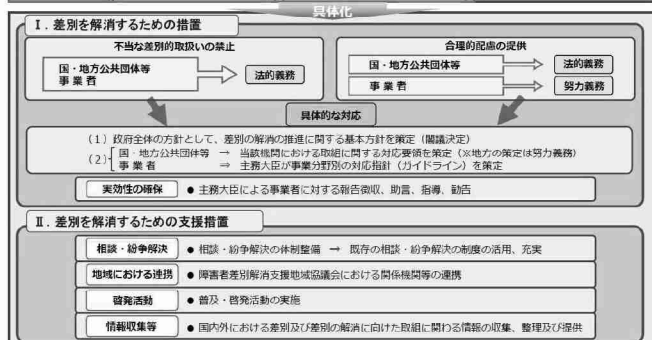
- 第三条** 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を生じ出すことができる社会の実現が図られなければならない。
- 第四条** すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
- 第十二条** 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

障害者基本法(抄)

- 第三条** 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者等と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 第二十五条** 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条	第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止	第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止	第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組
基本原則 差別の禁止	何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	社会的障壁の除去は、それを必要とする障害者が現存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって権利の発現に阻害することとならなければならない。その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。	国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



公民館の設置及び運営に関する基準(抜粋)

(平成15年文部科学省告示第112号)

(趣旨)

第1条 この基準は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(略)その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第6条

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に関する閣議決定等

経済財政運営と改革の基本方針2018

(平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(2) 投資とイノベーションの促進

② 教育の質の向上等

・・・障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

7. 安全で安心な暮らしの実現

(4) 暮らしの安全・安心

③ 共助社会・共生社会づくり

全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進する・・・

自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く

子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上(第十次提言)

(平成29年6月1日教育再生実行会議)

3. これまでの提言の確実な実行に向けて

(2) 提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項

④ 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育(第九次提言関連)

・障害のある人が学校卒業後も継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう学校がでの利用しやすい学習・訓練等の機会を充実する。

人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点整理

(平成29年3月28日学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議)

4. 今後の社会教育の在り方と留意すべき点

(2) 社会教育に期待される役割と方向性

(社会教育に期待される三つの役割)

② 社会的包摂への寄与

○・・・特に、障害者が、学校卒業後も生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、社会教育が障害者の生きがいづくり、地域とのつながりづくりに貢献していくことが重要である。

5. 持続可能な社会教育システムの構築に向けた主要な視点

(1) 社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップの推進

(学校との連携・協働の推進)

○・・・今後、障害者が生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、地域の実情を踏まえ、公民館や図書館、博物館はもとよりNPOや企業など様々な主体の参画も得て、放課後や土曜日等における多様な学習・体験プログラムの提供が全国的に促進されることが望まれる。

第3期教育振興基本計画 (平成30年6月15日 閣議決定)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

(13) 障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

参考指標

学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

○ **学校卒業後における障害者の学びの支援**
障害者の各ライフステージにおける学びを支援し、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげることができるよう、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するための、効果的な学習プログラムや実施体制等に関する研究や成果普及等を行う。

○ 地域学校協働活動の推進

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

○ 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した教育の充実を図る。

○ 大学等における学生支援の充実

障害のある学生の在籍数が急激に増加している高等教育段階の状況を踏まえ、各大学等における修学支援・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）とが連携した取組を促進することにより、各大学等における障害のある学生の修学を支援する。また、放送大学においてまた、放送大学においてテレビ授業への字幕付与や、点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

○ 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツを実施できる環境整備や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。併せて、図書館等の環境整備を促進する。

8

障害者基本計画（第4次）① (平成30年3月30日 閣議決定)

9. 教育の振興

基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。

また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努める。

さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

(2) 教育環境の整備

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

○ **学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行う**。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。

○ **地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。**

○ **放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。**

○ **公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。**

○ **その他、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。**

9

障害者基本計画（第4次）② （平成30年3月30日 閣議決定）

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本的考え方

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。

また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努めるとともに、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。

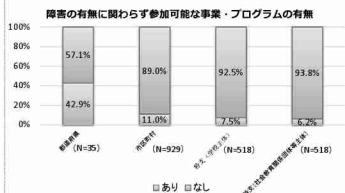
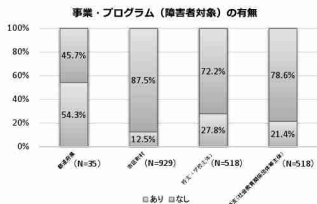
(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

10

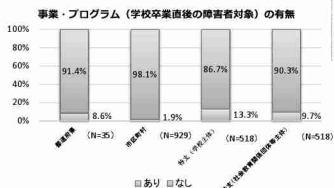
学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無

学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムを実施しているか。
（特別支援学校については、計画や運営・実施に関わっているものうち、学校の施設・設備の提供だけのものは除く。）



※「障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラム」

：事前に障害者が参加することを想定して、情報保障やアクセシビリティ（年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること）等について検討されているもの



○ 障害者対象、障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラム、いずれについても、市区町村を中心として取組は低調な状況。

学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況①【都道府県】

都道府県

○ 現在提供している事業・プログラムとしては、

- ・スポーツ
- ・文化的な活動(音楽、絵画・造形等)
- ・障害のある者となない者の交流活動等が多くなっている。

○ 今後提供したい事業・プログラムの内容としては

・社会生活に必要な知識・スキル

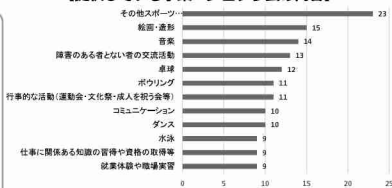
(地域活動・ボランティア活動のために必要な知識・技能、資格や免許に関すること、社会保険(年金・保険等)や住民福祉サービス、コミュニケーション、ストレスマネジメント等)

・その他

(主体的・協働的に調べ・まとめ・発表する活動、自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習、障害のある者となない者の交流活動)

スポーツ・文化的な活動だけでなく、**社会生活に必要な知識・スキルや、障害のある者となない者の交流活動などの学習を充実していくことが必要**

【提供している事業・プログラムの内容】



※その他スポーツは、ボッチャ、車椅子バスケットボール、フライングディスク、陸上等

＜今後提供したい事業・プログラムの内容＞

(事業・プログラムがないと回答した都道府県)

- ・地域活動・ボランティア活動のために必要な知識・技能(3)
- ・障害のある者となない者の交流活動(3)
- ・自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習(2)

その他、資格や免許に関すること(1)、社会保険(年金・保険等)や住民福祉サービス(1)、コミュニケーション(1)、ストレスマネジメント(1)等

出典：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(文部科学省委託事業)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」平成30年3月

学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況②【市区町村】

市区町村

○ 現在提供している事業・プログラムとしては、

- ・スポーツ
- ・行事的な活動
- ・文化的な活動(音楽、絵画・造形等)が多くなっている。

○ 一方、今後提供したい事業・プログラムとしては、

・障害のある者となない者の交流活動

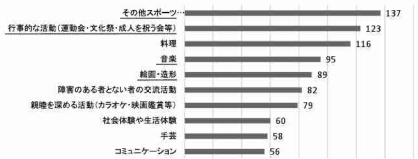
・社会生活に必要な知識・スキル(社会体験や生活体験、社会保険や住民・福祉サービス)

・個人の生活に必要な知識・スキル(防災・防犯、料理)

・職業において必要な知識・スキル(仕事に関係ある知識の習得や資格の取得等)が多くなっている。

スポーツ・文化的な活動だけでなく、**個人の生活・社会生活・職業に必要な知識・スキルや、障害のある者となない者の交流活動などの学習を充実していくことが必要**

【提供している事業・プログラムの内容】



※その他スポーツは、グラウンドゴルフ、ボッチャ、ニュースポーツ、サウンダーテーブルテニス、車いすテニス等

【今後提供したい事業・プログラムの内容】

(事業・プログラムがないと回答した市区町村)



出典：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(文部科学省委託事業)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」平成30年3月

学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況③【特別支援学校】

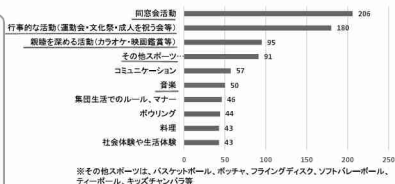
特別支援学校

○現在提供している事業・プログラムは、
 ・同窓会活動や行事的な活動、親睦を深める活動
 ・スポーツや文化的な活動が多くなっている。

○一方、今後提供したい事業・プログラムとしては、
 ・親睦を深める活動に加え、
 ・社会生活に必要な知識・スキル
 (金銭管理・契約、社会保険や住民・福祉サービス、コミュニケーション、ストレスマネジメント等)
 ・職業において必要な知識・スキル(仕事に
 関係ある知識の習得や資格の取得等)
 が多くなっている。

親睦を深める活動などに加え、**社会生活・職業に必要な知識・スキル**などの学習を充実していくことが必要

【提供している事業・プログラムの内容】



【今後提供したい事業・プログラムの内容】



出典：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(文部科学省委託事業)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査(平成30年3月)

14

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた当面の取組

平成30年度の取組

「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」における検討(平成30年3月～)

有識者会議において、学校卒業後の障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討。

文部科学大臣表彰の実施

障害者の生涯学習支援活動を行う個人、団体について、各都道府県等からの推薦・審査を踏まえ、対象者を決定(平成29年度は61件)。

スペシャルサポート大使

著名な障害者や支援者を「スペシャルサポート大使」に任命し、障害者の生涯学習の推進に関する広報等に協力いただくことで、機運を醸成。

各方面への周知・機運醸成

○各種会議における説明・依頼

都道府県・市町村等の関係者が参加する会議等において、大臣メッセージ等についての説明、取組の充実や体制整備を依頼。

○公益社団法人日本青年会議所(JC)とのタイアップ

タイアップ宣言調印式(平成29年7月)を契機として、JCによる障害者支援のためのチャリティランを実施。JCと連携し、「みんなのNIPPON共生社会プロジェクト」を全国で展開。

障害者の多様な学習活動を

総合的に支援するための実践研究。(平成30年度予算)

(ア)学校から社会への移行期

(イ)生涯の各ライフステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実践研究を実施。

生涯学習を通じた共生社会

の実現に関する調査研究(平成30年度予算)

①当事者の実態把握、ニーズ調査。

②多様な主体による学習プログラム提供の実態把握。

③一般の学習活動に障害者が参加する際の阻害要因、促進要因の把握・分析。

人材育成のための研修会・フォーラムの開催

(平成30年度予算)

社会教育主事等を対象に、障害者の生涯学習を支援するための資質・能力を育成する研修会を実施。

また、「みんなで生きる」ための気づきを得られるような障害者参加型フォーラムを実施。

15

平成29年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰 主な事例【学習関係】

被表彰者	松本 芳信 【東京都】
活動内容	昭和39年、小・中学校の特殊学校の卒業後アフターケアの必要性等から日本で最初に障害者を対象とした青年学校として「すみだ教室」を開校。 知的障害者が、社会生活のルールやエチケット、仕事をするときの心構えを学んでいるほか、スポーツ・文化活動等を通じた仲間づくり等を目的として、年間50回程度活動。受講生は39名であり、「すみだ教室」は、全国の障害者を対象とした青年学校のモデルとなっている。 松本氏は、この青年学校の講師として長年従事し、現在は管理責任者として活動している。「すみだ教室」の受講者の高齢化、卒業の問題等の課題に対し、管理責任者として調整や実現に尽力した。

被表彰者	東望(しのめ)東望の会青年学級 【広島県】
活動内容	広島大学附属東中学校特別支援学級の生徒の卒業後のアフターケアを目的に開校し、10～60歳代の約400名が在籍。約50年間継続。読み書き、計算、コミュニケーションの取り方等の学習に加え、レクリエーション活動も実施。毎月3日曜日に活動し、毎回、約50名の参加あり。 社会的自立に必要な知識、対人関係、余暇の使い方などについて、学校卒業後も学べる場があることで、ライフステージに応じた活躍が出来るようになってきた。また、幅広い年齢が集い相談する場があることで、学級生や保護者が社会で孤立することを防いでいる。さらに成長する学級生の姿に感動した企業が、学級生を雇用するようになっけてきている。

被表彰者	オープンカレッジ東京運営委員会 【全国オープンカレッジ研究協議会】の参加大学等】
活動内容	オープンカレッジ東京(2006年度より、1995年から2005年までは「東京学芸大学公開講座」として、年4回の講座と、講座の再学習機会である活動発表会の計5回の活動を実施。現在のテーマは「考える“わざ”を学ぶ」であり、自己決定に関わる問題解決能力の形成を目的に講座を展開している。受講生は例年60名～70名であり、知的障害のある人々だけでなく、大学生や障害のない方も含まれている。 オープンカレッジ東京運営委員会は大学教員、特別支援学校教員、社会福祉法人職員、特例学生会社員、学生など、約20名で構成しており、月に1度運営委員会を東京学芸大学で開催し、講座の作成に取り組んでいる。

被表彰者	薬野市(たけのご学級) 【神奈川県】
活動内容	公民館等において、知的障害者(39名)を対象とした学習の場である「たけのご学級」を実施。平成2年から28日目となる活動。「スポーツ」「音楽」「手工芸」の3グループに別れて行う「グループ活動」のほか、野外活動や市内中学校を巡回し交流会等を開催。 集団活動の中で学級生の自主性が養われ、日常生活での社会性を培い、将来の生き方の一助となっている。活動を通してリーダーシップが芽生え、物事に対する積極性が増している様子も見られる。

16

平成29年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰 主な事例【スポーツ・文化関係】

被表彰者	大同生命保険株式会社 【公益財団法人日本障がい者スポーツ協会】
活動内容	障害者スポーツがまだ広く認知されていなかった1992(平成4)年より、全国的障害者スポーツ大会に対して、特別協賛企業として、協賛金の提供等の支援を行っており、25年間、特別協賛は継続している。(累計額:26億円) 長年にわたる多額の協賛金の寄付だけでなく、役員員や関係者が、式典への参加やブスの出展・運営など、大会の運営を様々な面でサポートしている。 さらに、日本障がい者スポーツ協会が主催するジャンバラ競技大会への支援協力、障害者アスリートの雇用など、障害者スポーツの普及・発展に広く貢献している。

被表彰者	浜松ポッチャ倶楽部COOL 【浜松市】
活動内容	6月の「浜松ポッチャ大会」、10月の「ふじのくにポッチャ選手権大会」、毎月開催の「ねえねえ、ポッチャやろうよ!」、浜松市障害者スポーツ大会におけるポッチャの体験コーナーの開催等、浜松市において、広くポッチャを体験し、広める活動を実施。 これらの活動を通じ、会員の社会参加や日頃の練習の成果を発揮する機会を創設するとともに、地域住民との「ポッチャ」を通じた交流により、共に生きる社会づくりを実践している。

被表彰者	一般社団法人愛知県知的障害者芸術生活サポート協会 【愛知県】
活動内容	平成20年度より、会員からアート作品を公募し展示する「ふれあいアート展」を開催。あわせて、平成22年度からは、愛知県知的障害者福祉協会と連携して公衆作品展「ぼくらのアート展」を開催。 平成26年度からは、愛知県主催の展覧会の事務局を担う。平成28年には、愛知県で開催された「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」の運営に参画。アートを通じた財政負担を減らすにあたって、県、労働局とともに、主に福祉施設、アート面から個別事例の調整にあたった。 10年にわたる公募展の開催を通して、同協会が県における障害のある人のアート活動の推進・普及において成し遂げた功績は非常に大きい。

被表彰者	瑞宝太鼓(社会福祉法人南高愛蘭園) 【長崎県・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク】
活動内容	知的障害者で構成される和太鼓チームであり、市内外において年間100回を超える公演活動と、障害者・子どもを中心とした体験活動を実施。 「障がい者・夢大使活動」として、小中学校、特別支援学校、施設等への講話、演奏、ワークショップの実施や、障害者対象の講習「太鼓フィットネス」として、音楽とダンスと太鼓をミックスしたフィットネスで、健康づくりやストレス発散の場を設ける等の活動を行っている。 様々な活動を通じ、共生社会を目指し、障害者の自立と社会参加の支援を進めている点、特別支援学校高等部等「障がい者・夢大使」の活動の説明や公演に行き、障害者のキャリア教育に貢献している点、全国各地に多くの瑞宝太鼓サポーターを育て、交流の輪と絆を広げ、障害のある者として誇りが自覚体として育ち、支え合い、ともに活動する場面が広がっている点等が活動の成果として見られる。

17

特別支援教育の生涯学習化推進プラン

平成30年度予算額
16,130百万円(内職費〇)

共生社会の実現を目指し、特別支援学校や大学等の段階の取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化等の取組を新たに実施・拡充

1. 特別支援学校等

〇切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実
14,909百万円

障害のある児童生徒等の自立と社会参加に向けた取組の更なる充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築

〇特別支援学校等における障害者スポーツの充実(拡充)
●Specialプロジェクト2020 48百万円

2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典を開催するための体制整備、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり等を実施

〇障害者の文化芸術活動の充実(拡充)
●特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供 3,9百万円の取組

●特別支援学校の子どもたちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供 5,274百万円の内数

●小・中学校等の子どもたちに対し障害のある芸術家による文化芸術の鑑賞・体験機会の提供 6,274百万円の内数(再掲)

〇地域学校協働活動推進事業 6,012百万円の内数

「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子どもたちの放課後等の学習・体験活動を充実

2. 大学等

〇社会で活躍する障害者学生支援プラットフォーム形成事業 40百万円

関係機関の連携を強化し、支援手法等の研究・開発・蓄積・展開

〇放逐大学における障害者の学習支援体制の構築 7,784百万円の内数

放逐大学において、障害のある学生の受け入れや教育支援体制を推進

3. 学校卒業後

〇学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業(新規) 106百万円

●障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究 79百万円

社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長するため、学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する研究を実施

●生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究 10百万円

障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等について調査研究

●人材育成のための研修会・フォーラムの開催等 24百万円

〇特別支援学校等における障害者スポーツの充実(拡充)

●地域の課題に対応した障害者スポーツ推進プロジェクト(新規) 36百万円

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、各地域における課題に対応して、身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備

〇障害者の文化芸術活動の充実(拡充)

●障害者が文化芸術活動に参加・接する機会の提供 1,250百万円の内数

●障害者が芸術作品を展示しやすい環境づくり 1,110百万円の内数

●文化芸術創造拠点形成の推進 2,312百万円の内数

●全国各地で障害者が実演芸術を鑑賞できる機会の拡大に対する支援 2,799百万円の内数

●障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援 1,344百万円の内数

学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業

平成30年度予算額
106百万円【新規】

趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務。

このため、学校卒業後の障害者について、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実証的な研究開発を行い、成果を全国に普及する。

事業内容

(1) 障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究

2,3百万円

●学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、
(ア) 学校から社会への移行期
(イ) 生涯の各ライフステージ
における効果的な学習に係る具体的な学習プログラム(※1)や実施体制(※2)、地域の生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等との連携の在り方に関する研究を実施(14箇所)

※1：学習プログラムの例

- 学校卒業後の者に対する、主体的に判断し行動する力などの社会で自立して生きるための基礎となる力を育むプログラム
- 生涯の各ライフステージにおいて必要となる、社会生活を自立して送る上で必要となる知識やスキル習得のためのプログラム

※2：実施体制の例

- 障害者青年学校等の取組を行う公民館等の施設
- オープンレレッジや公開講座等を行う大学
- 同窓会組織等が卒業生対象の取組を行う特別支援学校
- 学習支援に取り組む企業、社会福祉法人、NPO法人、実行委員会・コンソーシアム等

●上記においては、特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーター・指導者の配置やボランティアの活用方策に関する研究も実施

(2) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究

1,0百万円

【実施主体】民間団体(企業、NPO法人等)

【内容】共生社会の実現に関する効果的な対応策を立案するため、障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因を把握・分析。

成果や課題を共有

(3) 人材育成のための研修会・フォーラムの開催等

2,4百万円

・実践研究に係る支援者向け研修会
・障害者参加型フォーラム
・事業の審査・評価、委託先等への助言、障害者の学習機会の整備方策等を検討する有識者会議を実施 等

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議の開催

〇趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准(障害者の生涯学習の確保が規定)や平成28年4月の障害者差別解消法の施行、平成29年4月の文部科学大臣メッセージ(特別支援教育の生涯学習化に向けて)を契機とする取組等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。

今後、人生100年時代を迎え、超スマート社会(Society5.0)に向けた経済社会の変化が一層加速する中で、誰もが必要な時に学ぶことのできる環境を整備し、生涯学習社会を実現するとともに、共生社会の実現に寄与するため、学校卒業後の障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討を行う有識者会議を設置する。

〇検討事項

(1) 学校卒業後における障害者の学びの推進方策に関する検討

(2) その他

〇検討の主なスケジュール

平成30年3月～検討開始

平成31年前半 最終まとめ

平成30年8月 論点整理(予定)

〇委員一覧

※◎座長、〇副座長(五十音順、敬称略)

朝日 滋也	東京都立大塚ろう学校校長
菅野 敬	東京学芸大学教授
是松 昭一	国立市教育委員会教育長
田中 秀樹	社会福祉法人一美会理事長
田中 正博	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク事務局長、全国手をつなぐ育成会連合会会長
田中 良三	愛知県立大学名誉教授
津田 英二	神戸大学大学院人間発達環境学研究所教授
戸田 達昭	シナプテック株式会社代表取締役
松田 裕二	千葉県教育庁生涯学習課主幹兼社会教育振興室長
〇松矢 勝宏	東京学芸大学名誉教授、全日本特別支援教育研究連盟理事長
眞輪 俊子	横河電機株式会社人財・総務本部室ダイバーシティ推進課
◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
山田 登志夫	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事
綿貫 愛子	NPO法人東京都閉店協会役員、NPO法人リトルプロフェッサーズ副代表

(オブザーバー)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
同 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

学校卒業後における障害者の学びの推進方策に関する検討イメージ

(1) 障害者に真に求められる学習プログラム・実施体制等

【視点1】学校から社会への移行期に特に必要となる学習の在り方

- ・学校段階までの過程で身に付けた資質・能力を更に維持・開発するための学習の在り方
- ・多様な生活体験、職業体験等を体系的に行う中で、主体性をもって物事に取り組みやり遂げる力、コミュニケーション能力や社会性を伸ばし、その後就業し自立した生活を送る基礎力を身に付けるための学習の在り方

【視点2】生涯の各ライフステージにおいて必要となる学習の在り方

- ・生涯の各ライフステージが必要となる、社会生活を自立して生きるために必要な知識やスキル等を身に付け、実生活で実践するための学習の在り方

<内容>

①プログラムの内容 ※次ページのスライドを参照。

- ・障害のない者との交流・共同学習、当事者の自主的活動を含む。

②実施体制等

- 多様な主体の強みを生かした効果的な実施体制の在り方

- ・公民館、生涯学習センター等の社会教育施設
- ・特別支援学校の同窓会組織等
- ・大学(オープンカレッジや公開講座等)
- ・企業、社会福祉法人、NPO法人
- ・実行委員会・コンソーシアム等

※福祉・労働等の事業の活用を含む。

- 特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーター・指導者の配置、ボランティアの参画方策等

(2) 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策

- 一般的な学習活動への障害者の参加に係る促進要因・阻害要因を踏まえた効果的な対応策
- 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の対応(考え方、求められる体制等)

(3) 人材の育成・確保、普及啓発

- ①人材の育成・確保
 - 指導者・コーディネーターの資質向上・確保
 - ボランティアの養成・確保
- ②普及啓発
 - ノウハウの提供・共有
 - 障害のあるなしに関わらず共に学ぶ取組の普及

☆基盤の整備のためには何が必要か

(4) 推進体制の整備等

- ①関係者に求められる役割
- ②必要な体制づくり
- ③必要な方策
 - 当事者のニーズの把握、相談の対応
 - 域内の取組の情報収集・提供
 - 実施体制等の整備

○障害者に真に求められる学習機会の全国的な整備推進

☆求められる学習内容は何か
☆どのような体制で実施すべきか

☆一般的な学習機会への障害者の参加を促進するためには何が必要か

学校卒業後における障害者の学習として必要となる内容のイメージ例

※下記の区分は相対的なものであり、相互に重複することもあり得る。
※特別支援学校等でのキャリア教育の取組も踏まえ、障害者の生涯を通じて、キャリア発達を促進することも重視する。

【視点1】特に学校から社会への移行期に必要な内容

○学習内容・方法に関すること

- ・学校段階で身に付けた資質・能力の維持・開発に関する活動
- ・主体的・協働的に調べ・まとめ・発表する活動
- ・自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習
- ・社会体験や生活体験、農業体験
- ・就業体験、職場実習 など

【視点2】生涯の各ライフステージに必要な内容

○個人の生活に必要な知識・スキル

- ・健康の維持・増進
- ・適切な食生活
- ・家庭生活や結婚生活
- ・防災、防犯
- ・ITスキル、情報モラル
- ・家族の介護 など

○社会生活に必要な知識・スキル

- ・金融管理、契約
- ・資格や免許に関すること
- ・公共施設等の社会資源の利用
- ・税に関すること
- ・社会保障（年金・保険等）
- ・住民サービス
- ・政治参加
- ・裁判や司法参加
- ・労働法規
- ・地域活動、ボランティア活動
- ・集団生活でのルール、マナー
- ・ストレスマネジメント など

○職業において必要な知識・スキル

- ・仕事に関係のある知識の習得や資格の取得
- ・就職や転職に関係のある知識の習得や資格の取得 など

【視点1】【視点2】に共通して、生涯を通じて必要な内容

○自立して生きる基盤となる力に関すること

- ・人と関わる力(例:コミュニケーション能力等)に関わる活動
- ・主体的をもって物事に取り組む意欲、やり遂げる力に関わる活動 など

○人生を豊かにする上で必要なスポーツ、文化、教養に関すること

- ・スポーツ活動(「する」「みる」「ささえる」を含む)
- ・文化芸術活動(例:鑑賞、自己表現等)
- ・文学や歴史、自然科学などに関する学習活動
- ・時事問題や社会問題等に関する学習活動 など

※学習内容の評価や学習効果の把握、学習の成果を発表・発揮する場の設定

24

秋田県における「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」の設置と市町村の取組促進

- 秋田県においては、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を総合的に支援するため、庁内関係部署が連携した体制を充実する観点から、県生涯学習推進本部(本部長・知事)に「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」を新設(平成29年9月4日)。障害者のための生涯学習支援に必要な体制づくりについて協議し、関係各機関と連絡・調整。(関係課の事業等の取組・現状について、とりまとめ済)
- 秋田県内の市町村教育委員会委員長・教育長会議を、障害者の生涯学習支援をテーマに開催(平成29年11月10日)。「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体の実践事例紹介、文部科学者の取組説明・意見交換。

「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」組織図・構成員

生涯学習推進本部

設置時期：平成29年4月(平成29年4月10日)

本部長

知事(県庁2階3号室)

所長

生涯学習課長(県庁2階3号室)

副所長

生涯学習課副課長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

委員

生涯学習課長(県庁2階3号室)、生涯学習課副課長(県庁2階3号室)、生涯学習課係長(県庁2階3号室)

障害者のための生涯学習支援連絡協議会委員

教育庁生涯学習課長(委員長)

次の各課室担当

あきた未来創造部 [あきた未来戦略課高等教育支援室]

観光文化スポーツ部 [文化振興課、スポーツ振興課]

健康福祉部 [障害福祉課]

産業労働部 [雇用労働政策課]

教育庁 [総務課、特別支援教育課、幼保推進課、義務教育課、

高校教育課、保健体育課、生涯学習課]

計 13人

25

国立市における障害者の生涯学習活動に係る取組

※国立市HP資料等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者への居場所づくりや社会参加の支援の取組が実施されてきたが、「障害者のための活動」ではなく「障害の有無にかかわらず活動」を志向。
- 障害者青年学級等の活動を「障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点」と捉え直すとともに、公民館を中核に据えてコーディネーターとしての役割を果たすことで、積極的に活動を推進。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 公民館を中心として、教育から福祉・労働分野に至る市内関係部署や、若者サポートステーション・社会福祉法人などの関係団体と連携し、「自立に課題を抱える若者支援」の取組を実施。
(例：新たに「中高生の学習支援」(知域未実施)事業を開始、発達障害や外県にルーツのある中高生の支援も展開する、等 ※右下の活動写真参照)

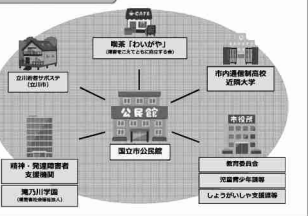
【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 公民館における「しょうがいしゃ青年教室」や「青年講座」、市民グループ運営の喫茶「わいがや」といった各プログラムが相互に連携して活動を展開。
(例：「しょうがいしゃ青年学級」の中学生が「わいがや」での喫茶実習に参加する、等)

【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 公民館の職員にコーディネーターの役割を付与し、関係部署・団体等との連携を進めるとともに、市内関係部署とも協働して人材配置・活用を促進。

実施体制



取組の成果

- 「障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点」を発展させて、新たに「自立に課題を抱える若者」のニーズを顕在化することができた。また、こうしたニーズに対し、公民館による学習支援・中間的就労・コーディネーターが有効だと明らかになってきた。
- 公民館職員に付与したコーディネーターの役割について、特に若者の継続参加を支える「コースワーク」と、関係機関・支援者等を繋ぐ「ネットワーク」の両面が重要であることを示すことができた。
- 公民館の機能を補完するために有効なネットワークの構築準備に着手できた。



26

京都市における障害者の生涯学習活動に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- ①基本的知識を養う継続的な学習による社会的・職業的自立、②相互交流を通じた種々の困難の改善・克服、社会参加への態度の育成、③クラブ活動等を通じた余暇の活用、趣味の拡充による生きがいの形成を主な目的として「障害のある市民の生涯学習事業」を昭和47年度から予備化。(市独自事業)
- 知的障害者の学習のための施設提供・相談等を実施する「知的障害者学習ホームひかり学園」を昭和58年より展開。(市独自事業)
- また、特別支援学校において同意会を年1回実施。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 障害のある方への生涯学習事業等については、教育委員会が窓口として対応するとともに、障害者スポーツの振興や就労支援等は障害者福祉担当部署が対応。
- 呉竹総合支援学校においては、Specialプロジェクト2020体制整備事業を活用して関係団体と連携した芸術・スポーツの祭典を開催予定。
- NPO法人「天才アートKYOTO」と協働した文化芸術活動を推進
(NPO法人障害芸術芸術研究機構において、特別支援学校卒業後の障害者の多様な芸術活動の軌道化や作品販売・商品化等に取組んでいる)

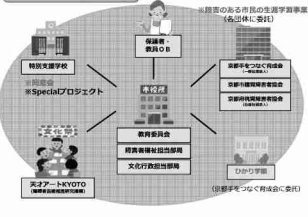
【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 市から、企画実施や運営方法に関するノウハウを有する団体に活動を委託して、生きがいづくりや社会参加につながるプログラムを実施。

【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 特別支援学校卒業生の保護者や特別支援学校教員OB等が、指導者や運営の中核を担う。

実施体制



取組の成果

- 視覚、聴覚、知的障害の各障害種に対応した生涯学習事業を通じ、生きがいづくりや社会参加に寄与。
- 教育、スポーツ、文化の各分野で特色ある活動が展開。
- 特別支援学校卒業生の保護者や特別支援学校教員OB等が、知見や経験を生かしつつ事業の運営に当たる。



27

都立あきるの学園（特別支援学校）における放課後子供教室に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 都立あきるの学園（特別支援学校）のPTA主催で始まった「あきるのクラブ」は、学校、地域、企業と連携し、「チームあきる野」として、放課後子供教室の委託を受けて、学校内を主な活動場所として実施。また、様々な企業からCSR活動の一環としての協力を得て活動をしている。
- 特別支援学校に通う子供たちの余暇活動を充実させるとともに、地域における障害者の生涯学習の場を提供することを目的に実施（平均参加児童生徒数は、各回80名程度）。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 「チームあきる野」を中心として、地域の団体や企業等と連携し、各種の取組を実施。
- 障害の有無・種別や年齢を問わず、近隣学校の児童生徒の参加も受け入れるなど、地域に対して開かれた活動を展開。

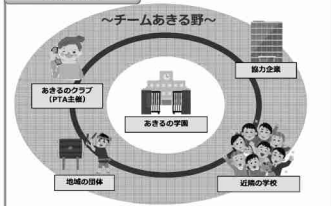
【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 地域の太鼓クラブが指導する太鼓教室や、企業がコーディネートし外国人従業員が講師として運営するプログラム「外国語で遊ぼう」など、実施主体がそれぞれの強み・得意分野を活かしたプログラムを展開。

【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 学校・PTA関係者から地域の団体・企業に至るまで、関係者が「チームあきる野」として一業に会することで、組織的に活動を展開。
- 活動時に「特別支援サポーター」を配置することで、きめ細やかな配慮を実施。

実施体制



取組の成果

- 地域住民・企業の方などの協力を得ることで、多様なプログラムの実施が可能。
- 特別支援学校を会場にして「バリアフリー」を確保するとともに、参加者に条件を設けないことで、在校生のみならず、地域における障害者の生涯学習の「場」として機能。



一妻会（社会福祉法人・和歌山県）における障害者の生涯学習活動に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 昭和52年以降、障害者・家族との出会いの中で「ほっとけやん」（放っておけない）として、「地域協同」のもと、障害種別を超え、福祉の谷間や対象とされなかった人についての支援の仕組みづくりを推進。
- はくるま共同作業所結いの学習活動、ボズックの創作販売やちんどん楽団、ハートフルハウス創の古民家カフェを通じた交流、みんなで踊り隊のよさこい踊り、「青年学級すばらしき仲間たち」の当事者活動、アートサポートセンター RAKU の表現活動や作品展、作業所交流運動会、文化祭、夏祭り、登山、スキーなどを展開。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域生活支援センター、福祉事業所、病院、保健所、特別支援学校、企業など、多様な主体とネットワークを形成し専門的知見を活用。
- 可能な限り地域の自主的な団体や活動と連携し、地域生活を豊かにする取組を推進。

【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 一妻会全体を通じて、教育、文化、スポーツ、余暇・レクリエーション、居場所づくりなど多様な多彩なプログラムを展開。
- 結いでは、生活、実用計算、文化、テーマ学習、話し合い、相談等の学習プログラムを実施。
- ボズックでは、芸術・創作活動と仕事をつなげていき、生涯学習と起業の一体的な取組を志向。

【コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成】

- 特別支援学校教員OB、企業経験者、福祉施設職員等の専門家が各活動のネットワークの中核として活動。

実施体制



取組の成果

- 関係機関・団体との連携や個人々のネットワークを通じて、量的・質的に充実した活動を総合的に展開。地域の健常者との交流活動も活性化。
- 福祉・教育制度の狭間で支援が届かなかった人が、多様な活動に携わることで、生きがいづくりや社会参加につながり、共生社会の実現にも寄与。



自治体に期待される取組

● 障害者の生涯学習支援に必要な体制づくり

- ・ 障害者の生涯学習支援担当部局(窓口)の明確化
- ・ 自治体の組織内における、障害者の生涯学習支援担当部局を中心とした、教育・スポーツ・文化、福祉、労働等の関係部局との連携体制づくり
- ・ 障害者教育や障害の特性等に関する知見を蓄積している特別支援学校をはじめとして、大学や企業や社会福祉法人、NPO法人等の関係機関・団体等との連携体制づくり

● 自治体の事業等における、障害者の生涯学習支援に係るプログラム等の充実



- ・ 上記のとおり必要な体制を構築しつつ、自治体の事業について、効果的なプログラムの実施に向けた既存事業の見直しや新規事業化など、障害者の生涯学習支援に関する取組の充実
- ・ 交流及び共同学習等を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の一層の推進

● 域内での障害者の生涯学習支援の取組に関する情報収集・提供

自治体内の取組をはじめ、近隣の特別支援学校、大学、企業、社会福祉法人、NPO法人等の関係機関・団体の取組に関する現状の把握と情報収集、ホームページ等による積極的な情報提供

※その他、自治体において、総合教育会議における協議・調整事項とすること、
教育振興基本計画や障害者基本計画に盛り込むことなども考えられる。

参考資料 2

プロフィール		活動分野
所在地	千葉県浦安市	学習
団体名	浦安市堀江公民館	主な対象
活動名称	きぼう青年学級	就労している知的障害者
こんな活動です	ノーマライゼーションの理念に基づき、就労する知的障がい者の 余暇支援、地域交流事業の実施支援、社会的自立支援などを目的 として、ボランティアスタッフの協力のもと、地域に根差した公 民館事業として開催しております。	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している 団体等	社会福祉協議会など	職員 5名、スタッフ 16名、 学級生 30名
活動の説明		
①活動内容	<p>知的障がい者の休日の過ごし方を「①より良い社会生活をおくるためのマナーやルールを身につける。②学級生相互の親睦と互いに励まし合いながらより豊かな人間関係を育む。③いろいろな経験・活動を通じた日々の生活のリフレッシュをする。」の3つの目的として掲げ、昭和59年から実施している。学習主題として、就労する知的障がい者の社会的自立を支援すること。日常生活に必要な常識を身につける等の自立性を伸ばすことを目的としている。事業実施回数は年12回（月1回第3日曜日）</p> <p>「きぼう青年学級」は、就労している知的障がい者を対象とした余暇支援、地域交流事業の実施支援、社会的自立等を目的として、地域に根差した公民館事業として開催している。具体的な内容は調理実習、館外学習、レクリエーション、初詣、クリスマス会等の活動を実施している。</p>	
②活動体制	<p>平成29年度の体制は学級生が30名、ボランティアスタッフは16名、職員5名となっており、ボランティアは有償で地域住民が中心で、他には福祉関係の大学生や社会人、教員経験者などで構成されている。1つの班に学級生6~7人。バスや電車を利用しての館外研修の場合は2班ずつの2グループ体制で活動している。1グループの引率には職員とスタッフが6人程度で進めている。</p>	
③活動の効果等	<p>就労する知的障がい者の社会的自立を支援、日常生活に必要な常識を身につける等の自立性を伸ばす支援をボランティアスタッフの協力のもと行うことができた。</p> <p>平成25年度には30周年を迎え、平成26年度には記念祝賀会と記念誌の発行をした。</p> <p>「きぼう青年学級」の取組がきっかけに「きぼうよさこいクラブ」が誕生し、障がいの有無を越えて、よさこい踊りを楽しむ交流の場となった。</p>	
活動の様子		
		
クリスマス会		輝顔チームよさこい

プロフィール		活動分野
所在地	千葉県市川市	学習
受賞者名	須和田 日曜大学	主な対象
活動名称	日曜大学	知的障害
こんな活動です	サークル活動を通して、みんなで楽しみ語り合おう。	団体の規模（団体の場合のみ）
連携している団体等	特別支援学校、PTA、社会福祉法人、行政（教育委員会）、（市民部ボランティア・NPO 課）、市民ボランティア、元教職員	会員数約 150 名、事務局約 10 名 （※毎回）PTA、教職員ボランティア、保護者約 30 名

活動の説明	
①活動内容	<p>昭和32年に設立した市川市立養護学校（現 市川市立須和田の丘支援学校）では、昭和50年に青年学級を開級し、後に日曜大学と名称を改め、今年で42年目を迎える。</p> <p>市川市立須和田の丘支援学校（高等部）の卒業生を中心とし、卒業後の長い生活を豊かに過ごすことを目的としている。午前中に、ソフトボールや卓球、ポッチャ、調理、手芸、カラオケなどのサークル活動を通して、友だちやボランティアとの交流を図り、昼にサークル活動が終わると、全員が集まり、軽食をとりながら参加者同士で思い出話に花を咲かせるなど、和やかな時間を過ごしている。</p> <p>毎回のサークル活動には、約30～40名程度の会員が参加している。下は18歳から上は60歳まで幅広い参加者が集まっており、年齢に関係なく楽しく活動に参加している。入会にあたっては、毎年卒業生に参加の案内を出している。</p> <p>通常のサークル活動の他には、クリスマス会や成人を祝う会等も行っている。特に成人を祝う会は、在学中に関わった教職員や関係者も出席する一大行事である。保護者が子育て談を、成人を迎えた卒業生が近況報告や将来の夢などを語り合うなど、その成長した姿に一同が感動を共有し、人生の節目を祝う大切な会となっている。</p>
②活動体制	<p>毎月1回（主に第1又は第3日曜日）12：30時まで活動。※年に10回程度。</p> <p>参加者は、当日に好きなサークル活動を選んで活動する。支援者として、保護者、学校関係者、市民ボランティアなどが協力している。</p> <p>卒業後2年目の保護者を中心として役員が引き継がれ、事務局として、学校の職員が計画や当日の運営、準備に協力をする。</p>
③活動の効果等	<p>学校卒業後も、自身の趣味や特技を活かしながら、生涯にわたり余暇を楽しむことができる。また、友だち同士の親睦を深め合い、互いの近況報告や相談事など情報交換ができる。</p> <p>参加する教職員やボランティアにとっても、卒業後も生徒との交流を継続でき、就労先での様子を知ることができる。また、保護者との情報交換の場ともなっている。</p> <p>本活動の周知方法としては、手をつなぐ親の会等の広報紙にて紹介。また、いちかわボランティア団体として登録し、Webにて活動の紹介、ボランティアの募集などを行っている。</p>

活動の様子



クリスマス会の様子



サークル活動（卓球）の様子

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム

第1回会議 議事録

平成30年8月10日（金）

午後2時00分～4時00分

千葉市生涯学習センター 特別会議室

出席委員（敬称略五十音順）

浅岡 裕	上條 秀元	佐川 桂子	鈴木 一郎
田上 昌宏（代理 村山 園）	中澤 尊史	萩原 稔之	
藤尾 健二	堀子 榮	向野 光	横山 紀武

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部長	奥山 慎一
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	吉野 光好
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	松田 裕二
社会教育振興室 社会教育班 主席社会教育主事兼班長	山内 一浩
	他 生涯学習課員3名
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 主幹兼教育支援室長	小倉 京子
	他 特別支援教育課員1名
	さわやからば県民プラザ職員1名

1 開会

2 委嘱状交付

3 委員紹介

4 教育長挨拶（代理 教育振興部長挨拶）

5 議事

(1) 議事1 関係機関の連携体制と研究の全体像について

〔事務局からの説明〕資料参照

(2) 議事2 県内先進事例に係るヒアリングについて

〔事例発表者から説明〕資料参照

主査 本日は、初めての会議となりますので、委員の皆様から、簡単に自己紹介を兼ねまして、日頃の取組についてお話しいただきたいと思ひます。
(向野委員) それではまず、佐川委員からお願ひします。

佐川委員

特別支援学校の多くは、小学部・中学部・高等部と一貫した教育を行っており、その中で学部や個に応じた教育を行うことを大切にしています。私が勤務する君津特別支援学校でも、「夢や目的を叶えようとする子、心豊かな子、元気な子を育てる」といった教育目標を立てて取り組んでおりまして、こうした取組が卒業後の学びにつながっていくのではないかと考えています。特に、高等部の生徒にとっては、卒業後の生活を常に意識することが大切で、支援する側も将来を見据え、彼らがどのように社会の中で人生を歩んでいくのかという教育的な視点は欠かせません。

また、「就労支援ネットワーク連絡会」を通じて、各関係機関や団体と連携を図っています。平成28年度高等部卒業生の進路状況は、施設等を利用する人が約6割、就職4割となっています。おそらく現在は、就職の割合がもう少し高くなっていると思いますが、少なくとも卒業生の約4割以上が就職し、彼らが、生涯にわたって働く生活の中で、一人ひとりにあった学びをどのようにサポートしていくかが大きな課題だと考えております。

特別支援学校でも、将来に向けての趣味や余暇なども見つけられるよう支援しています。また、アフターフォローとして、卒業後約3年間のサポートをしています。さらに、特別支援学校では、「同窓会」を実施することが多く、学校により回数は様々ですが、年に1回から数回程度みんなで集まり旧交を温めています。

主査

ありがとうございました。では、浅岡委員、お願いします。

浅岡委員

私は、現在、市川市の公民館で館長を務めています。以前はさわやかちば県民プラザの所長を務めておりました。

県民プラザが柏市にあることから、東葛飾地区の特別支援学校とコラボレーションし、拠点となって障害のある方々の学びを支えるというスタンスで多くの取組を実践しました。中でも、「さわやか青年教室」事業は、学校卒業後の障害者に対して、社会性を育むことを目的として学びの場を保障してきた自負があります。

そうした立場から、自分にできることがあれば何でも協力したいという気持ちでこの会議の仲間に入れていただきました。微力ではありますが、精一杯力になりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

主査

どうもありがとうございます。次に、上條委員、お願いします。

上條委員

私は、これまで生涯学習・社会教育の仕事をしてきた関係で、現在、八千代市並びに千葉市の社会教育委員を務めています。

以前、静岡県内の大学に勤務し、同県の生涯学習審議会の会長を務めていた際、「特別な支援を必要とする人に対して、生涯学習の立場からどういった支援をしていったよいか」という内容の諮問を受け、一年間議論を重ねた経験があります。ただ、その時は学校を卒業して社会人になるまでの期間に論点を絞り、生涯にわたる支援までは議論が深められず、物足りなさが残っていました。

ですから、今回このコンソーシアムに参画できることをとても喜びを感じています。また、千葉県として、障害のある社会人に向けた支援をどうしていけばよいか考えていくことをたいへん心強く思っております。よろしくをお願いします。

主査 ありがとうございます。それでは、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 千葉県社会福祉協議会の鈴木です。本会で実施している障害者に関連する事業をいくつか紹介します。

1つ目は、知的障害あるいは精神障害によって、なかなか自分では適切な判断が難しい方々に対する取組として、「日常生活自立支援事業」があります。これは、社会福祉協議会と障害者自身が契約をして、福祉サービスを受ける手続き等の代行サービスや、日常的な金銭管理の支援を行うものです。

2つ目は、生活福祉資金貸付制度です。障害者だけでなく、高齢者や低所得者等に向けた制度ですが、特に障害者対象としては、自動車の購入について貸付ができる仕組があり、肢体不自由の方が特別な仕様の車を購入する際などに利用できます。

3つ目としては、福祉教育の一環として県が指定した福祉教育推進校に対して、地域の社会福祉協議会が推進団体として協力し、障害のある方への理解や支援の仕方について助言をしています。

以上のような事業を行っています。よろしくをお願いします。

主査 ありがとうございます。続きまして、千葉県手をつなぐ育成会の村山様、お願いいたします。

村山氏 今日代理ということで、失礼させていただきます。今日の会議のメンバーの中では、唯一、障害当事者の家族という立場もごございますので、そういった視点から、本人や家族の思いを含めてお伝えしたいと思えます。まずは、こうした会議が開かれたということをご嬉しく思い、また、たいへん期待もしています。学校生活は18歳で終わりますが、その後の人生の方が長いわけですから、障害があっても、常に学びながら成長し

(田上委員代理)

ていきたいと本人も思っています。この会議を通じて、少しでもそうした学びが充実したものにできればよいと考えております。

県の育成会としては、親子の地引き綱大会、療育親子の旅（一泊）、日帰りバスの旅の3つの行事を行っておりますが、生涯を通じて、いかにして学びを充実させていくかについては、個々の家族に任ざれているところが大きいです。余暇活動でいえば福祉分野がたいへん充実して、他の家族と触れ合うことで社会体験ができるようになってまいりました。ただ、学びという観点でいえば機会は乏しく、卒業と同時に途切れてしまうため、ぜひ、生涯学習化が実現するよう願っています。

共生社会という言葉が叫ばれている中、自宅近くの公民館でプログラムがあるといいなと思いますし、大学が実施するオープンカレッジが障害のある方を受け入れてくれるといいなと思っています。

まとまらない自己紹介になりますが、以上です。

主査

どうもありがとうございます。やはり当事者や家庭の意見を大切にしながら、この会議も進めてまいりたいと思います。それでは、中澤委員、お願いします。

中澤委員

舞浜コーポレーションの中澤です。私は、唯一、企業側からの参加ですが、非常にわくわくしております。どこまでお役に立てるかわかりませんが、いろいろと議論させていただけることを嬉しく思っております。

当社は、株式会社オリエンタルランドの特例子会社であり、テーマパークのバックヤード業務やサポート業務を請け負っている会社です。例えば、テーマパーク内の花の半分は以上の農園で作っています。従業員は、現在406名おりまして、そのうち障害のあるメンバーが280名おります。特に、知的に障害のあるメンバーが大部分を占めておりまして、特別支援学校を卒業した新卒者をメインに10名から20名程度定期的に採用しています。

私共としては、新卒で入って定年まで長く働いてもらえるよう、業務スキルの向上だけでなく、生活に関わる部分についても、企業としてできる範囲で支援しています。例えば、金銭管理や健康管理のこと、男女間の問題やSNSのことについて研修していますが、なかなかうまくいかないところもあります。こういった悩みを抱えた企業は多いと思いますので、企業としての現状や意見を述べながら、生涯学習につなげていけたらいいなと思っております。

主査

どうもありがとうございました。次に、萩原委員、お願いします。

萩原委員 県の障害者福祉推進課の萩原と申します。以前は障害福祉課と1つの課だったものが、昨年から障害者福祉推進課と障害福祉事業課の2課に分かれました。

私ども障害者福祉推進課は、主に障害者施策の企画を行い、障害者手帳の発行、障害者スポーツの推進、障害者関係団体との窓口、精神障害者の地域移行などを担当しています。一方、障害福祉事業課では障害者福祉施設に対する支援を行っており、社会福祉法人の設立認可、県立施設の運営、虐待防止や就労支援に関する業務を担当しています。

最近の状況としましては、「第六次千葉県障害者計画」を策定しまして、障害のある人が、その人らしく暮らせる共生社会の実現を目指しております。特に、東京2020が近いということを契機に、障害者スポーツに力を入れ、障害者の方にスポーツに親しんでもらえる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

主査 ありがとうございます。それでは、藤尾委員、お願いします。

藤尾委員 千葉障害者就業キャリアセンターの藤尾と申します。よろしく申し上げます。私共の日頃の活動についてお話しします。

センター自体の業務は、障害者の就職支援・定着支援と、障害者を雇用したい企業への雇用支援・雇用継続支援がメインとなっています。

私共のようなセンターは日本全国に334ほどありまして、千葉県内には全国で2番目に多い16センターが設置されています。この16センターで協議会を持つことで、県内どこにいても同じサービスを受けられるように連携を図っています。

また、定着支援の一環として、働いている方々を対象とする集まりの場、「在職者交流会」を設けていて、茶話会や余暇支援OB会といったものに加え、研修会を実施しています。研修会では、実際に働き始めてから困ることなどをテーマに、県内全てのセンターで行っています。具体的な内容は、「SSTを通して自分の考え方のクセを知ろう」「悪徳商法について」「生活とお金」「職場内の対人関係によるストレス・ケアについて」など、毎回スタッフが知恵を絞って、本人たちがトラブルに巻き込まれないために実施しています。

最近感じることで、平成30年度から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わったことで、通勤上のトラブルや労働法規上のトラブルが起きている現状もあって、法律を犯さないための勉強会も必要になってくるのかなと感じています。

我々が就業支援を行っていて、障害者の方々に必要だと感じる生涯学

幅広く捉えたいと考えています。学習プログラムを開発していく中で、当然障害の種類や程度によってターゲットを絞っていく必要もあるかと思いますが、事業全体といたしましては、あらゆる学習ニーズを持つ方に向けて展開したいと考えているものです。

また、流山高等学園及び市川大野高等学園の広域同窓会の実施についてですが、あくまで今年度の取組として実施するもので、来年度は別の取組も模索しているところで、まずはこの2校でスタートしようと考えているところです。

主査 藤尾委員、いかがでしょうか。

藤尾委員 当面は軽度知的障害の方を対象としていくようですが、今後、重度の知的障害や、精神発達障害の方を対象とすると、おそらくプログラムの内容が変わってくると思います。プログラムを普及していくことを考えると、何度も同じことを繰り返すことになるのか、もしくは内容が変化していくのか、それによって今後のフローが異なると思ったので質問させていただきました。

事務局 おっしゃる通りだと存じます。幅広く実施したいと考えながらも、ある程度は絞っていかねばならなくなるのかなと思っております。

主査 それでは、他にいかがでしょうか。

横山委員 市川大野高等学園と流山高等学園の生徒、卒業生は、日常的には自立していると言えます。彼らだけであれば、説明のあったプログラムは容易に実施できると思いますが、障害の重たい方や移動が困難な方などを対象にすれば、参加するだけでも御家族の方に相当な負担がかかります。ただ、こうした困難を抱える方々を対象とした取組を、ぜひ考えていただきたいと考えます。

事務局 ありがとうございます。こういった形にもっていけるのかという段階で、今年度に関しては、こうした形でスタートさせていただきたいと考えております。

主査 私は、今回いろいろとお話を伺う中で、画期的だなと思っているのは、今まで学校単位で行われていたものをどうやって地域におろしていくかについて考えていくという点です。具体的には、公民館や生涯学習センターなど身近な資源をどう活用していくかということが重要になると思

います。そうしたところも含めてモデルを構築できれば、軽度の方だけでなく、重い障害を抱える方でも身近な場所で学びの機会を得ることができるようになると考えています。

事務局 ありがとうございます。この事業を始めるにあたって、障害種のターゲットを絞るのか、どこをゴールに見据えようかについては悩んだところですが、まずはスタートするのが大切だろうと考え、今年度の取組を計画いたしました。

藤尾委員 障害福祉サービスを受けている方々は、割と学ぶ機会があるのではないかと思いますし、常に支援者が近くにいる学校と似たような環境が整っているのではないかと思います。一方で、就労した方々は学ぶ機会がほとんどなく、就労後にいろいろなトラブルを抱えて困ってしまうケースが多く見受けられます。ですから、今回この事業では、就労している方にターゲットを絞っていいのではないかと考えまして、冒頭にあえて質問させていただきました。

村山氏
（田上委員代理） 村山です。1年間での取組という中で実施するのは期間的にたいへん厳しいなというのが印象ですが、軽度知的障害の方が、自分たちで考えて企画するというのは、たいへんよいことだなと思います。

一方で、福祉につながっている人でも、福祉の対象となっている時間以外については、余暇や学びの時間を確保することができません。福祉はもちろん充実してきておりますが、ヘルパーさんをそう頻繁に利用できないのが現状ですので、重い知的障害の方にも余暇や学びの充実を図っていただくよう期待しているところです。

私の子が学齢期の頃は、保護者でサークルを作って、スポーツや音楽の講師を見つけてお願いしていましたが、最近では、放課後デイサービス等、子供たちの放課後の過ごし方が充実したこともあり、サークル活動を作るという動きは少なくなりました。

一方で、市民の中で、障害のある人と何かを一緒に作るという動きが増えてまいりました。私自身も、障害者と共に開催する市民ミュージカルに関わっておりますが、県内のこうした活動と結びついて実施していくとよいと思います。場所は、公民館や学校の施設開放、大学等を活用するにしても、まずは、地域の人材、取組を調査ということも重点を置いてやっていただきたいと考えます。

主査 ありがとうございます。この1年間あるいはその後も継続的に皆さんと話をしていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、「議事の2 県内先進事例のヒアリングについて」に移ります。事例発表者いただく方については、事務局による御紹介の上でお願いいたします。

事務局 【事務局による発表者の紹介】

事例発表者 【事例発表者による取組説明 資料参照】

主査 ありがとうございます。今の御発表について、御意見や御感想などございますでしょうか。

浅岡委員 浅岡です。堀江公民館の取組のお話を伺い、私自身は、さわやかちば県民プラザの取組がオーバーラップいたします。今、人材の確保や育成が一番のポイントかなと思っています。まず、ボランティアについては、近隣の高校生や大学生などの活用が考えられます。また、青年教室を担当する職員にとっても、参加する障害者の方々の姿勢や表情を観て、より熱意をもって運営に取り組めるようになるのだと感じました。御発表いただきありがとうございます。

主査 先ほど話題にも挙がりましたが、障害者と地域、人をどう結びつけるかについて、1つのヒントになる取組であったと思います。議事の2は以上となります。

主査 事務局に伺いますが、その他に議事はございますか。

事務局 ございません。

主査 それでは、本日の議事は以上ですので、進行を事務局にお返しします。

6 連絡

7 閉会

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム 第2回会議

1 日 時 平成30年10月18日(木) 午前10時から

2 場 所 千葉市生涯学習センター 3階 特別会議室

3 次 第

(1) 開会

(2) 出席者紹介

(3) 主催者挨拶

(4) 議事

ア 議事1 学習プログラム開発について

・特別支援学校における取組

・さわやかちば県民プラザにおける取組

イ 議事2 その他

(5) 連絡

(6) 閉会

4 配付資料

資 料 1 : 特別支援学校における取組

障害者の生涯学習支援

～学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践～

資 料 2 : さわやかちば県民プラザにおける取組

さわやかおんがく隊ワークショップ

～障害のある方の生涯を通じた学びの充実をめざして～

資 料 3 : 障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム

今後のスケジュール

「障害者の生涯学習支援」 ～学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践～

市川大野高等学園

1. 研究課題

学校卒業後の障害者について、学校から社会への移行期、人生のライフステージにおける効果的な学習に係わる具体的な学習プログラムや実践体制等について考察する。

2. 生涯学習の取組の検討について

【学習プログラム実施に向けてのプロセス】

実態把握

卒業生・保護者・職員・企業
・(地域)にアンケート調査

分析

卒業後の課題・ニーズの分析

考察 提案

生涯学習講座・講師の検討

実践

地域との連携・生涯学習講座
の実施

【先進校の視察】

- ・東京都立志村学園
- ・市川市立須和田の丘支援学校

- ・東京都立青峰学園
- ・東京都立あきるの学園
- ・東京学芸大学 等

(1) 実態把握

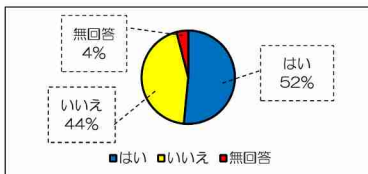
○生涯学習に係わるアンケート調査の実施

卒業生	・同窓会員に余暇の調査（5月）	P2参照
	・卒業後3年以内の卒業生に卒業後困っていること、必要な支援 やってみたい講座の調査（9月）	集計中
卒業生保護者	・卒業後3年以内の卒業生保護者に卒業後困っていること、必要 な支援、必要な講座の調査（9月）	集計中
職員	・生涯学習に関する意識調査（5月） ・本校で卒業後の課題となっていること、必要な講座の調査	P2参照
企業	・卒業生を雇用している企業110社対象 ・就職後に必要な支援、講座の調査（8月）	P3参照
地域	・近隣の自治会、公民館等 ・生涯学習として実際に行われている講座、内容等の調査	検討中

(2) 分析～講座のニーズを把握～

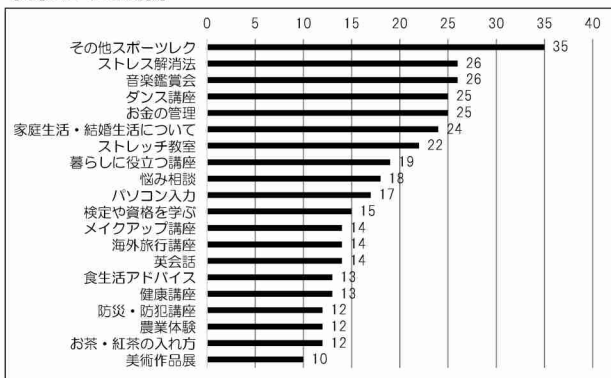
○卒業後も、学校と同じように学習する場があれば良いと思いますか。

【同窓会員（5月実施）】

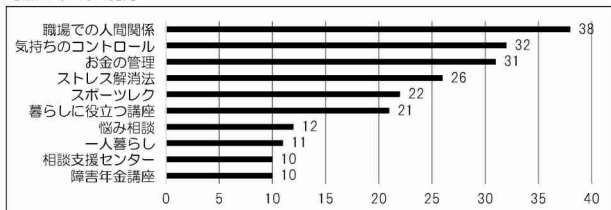


○卒業後、学校で生涯学習講座を実施するとしたら、どんなものがあったら良いと思いますか。

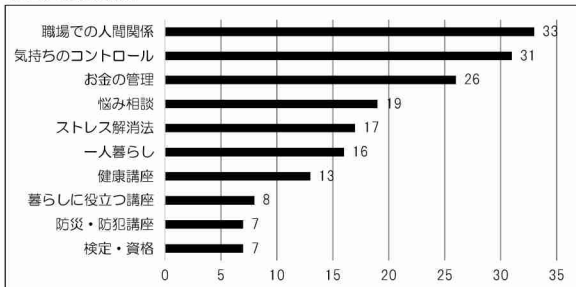
【同窓会員（5月実施）】



【職員（7月実施）】



【企業（8月実施）】

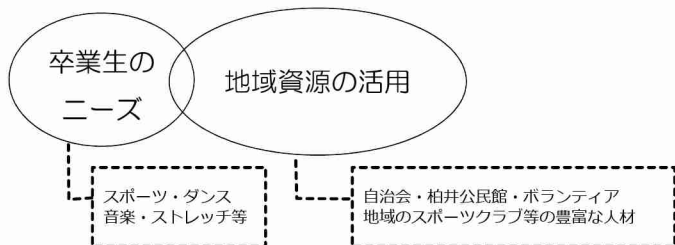


◇分析結果


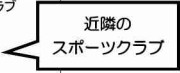

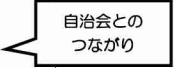

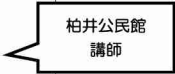

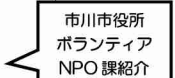
- ・卒業生のニーズは、スポーツレクやダンス・音楽芸術に関する項目が上位を占めているが、「ストレス解消」や「悩み相談」など、ストレスマネジメントに関することや「お金の管理」「家庭生活・結婚生活」「パソコン」「暮らしに役立つ講座」など、卒業後の社会生活に関する項目も多くのニーズがあった。
- ・企業や教員は「職場の人間関係」や「気持ちのコントロール」など、働く上で必要なコミュニケーションに関する項目が上位を占めた。

(3) 考察・提案

☆地域とのパートナーシップを大切にした生涯学習を目指す
(市川大野高等学園の資源)



＜第1回生涯学習講座＞

講座名	内容	講師	
 いきいきテニス	テニスコーチが優しく教えてくれるので、初心者でも楽しく参加できるテニスレッスンです。久しぶりに体を動かしたい人はぜひ！	北市川スポーツクラブ	 近隣の スポーツクラブ
 グラウンドゴルフ	グラウンドで簡単にできるグラウンドゴルフは手軽なスポーツとして人気です！自然とコミュニケーションも生まれ、交流も深まります。	大野4丁目自治会 緑風会	 自治会との つながり
 リンパ de デトックス	むくみやすいこの季節、セルフマッサージでリンパの流れを良くして身体づくりを初めてみませんか。自宅でもできるマッサージも紹介。心も体もポカポカリフレッシュ！	NCA 認定コンディショニング インストラクター 健康運動指導士	 柏井公民館 講師
 紅茶の世界	紅茶のプロが教える「おいしい紅茶の入れ方」講座です。紅茶の紹介や試飲を行い、心も体もリラックスして、紅茶を楽しみましょう！	紅茶アドバイザー	 市川市役所 ボランティア NPO 課紹介

- ・1回目の講座ということで、スポーツやリラックス、交流を中心に計画した。
- ・市川大野高等学園の強みである「地域とのパートナーシップ」を大切に講師を検討した。

(4) 実践

参加人数 テニス・・・11名(定員25名)、グラウンドゴルフ・・・13名(定員40名)、
リンパ de デトックス・・・4名(定員30名)、
紅茶の世界・・・14名(定員16名) 計42名

【いきいきテニス】



2チームに分かれ、チームごとに基本的なフォームを教えてもらい、コーチがボールを出して打ち返す練習をしました。参加者は徐々に上達していき、コート内に打ち返せるようになると、満足げな表情を見せていました。
次々ボールを打ち返すので、運動量は多く、気持ちよく汗をかいていました。

【グラウンドゴルフ】



8つのチームに分かれ、各チームに自治会の方が入ってください、ルールの説明や打ち方を指導してくれました。チームごとに練習し、8コースを回り、得点を競いあいました。手軽でルールが分かりやすく、大人も思わず本気になってしまうほど、盛り上がっていました。

「ナイスイン！」などのかけ声も聞こえてきました。

【リンパdeデトックス】



参加者は全員、普段は立ち仕事をしており、最近身体が重いと感じるということで、この講座を受講しました。左側からマッサージをして、血の巡りを良くすると、身体が温まってきました。立ち上がって身体の様子を確認すると、身体半分が軽くなったということです。「家でもできそう」「身体が軽くなった！」との声が聞こえました。

【紅茶の世界】

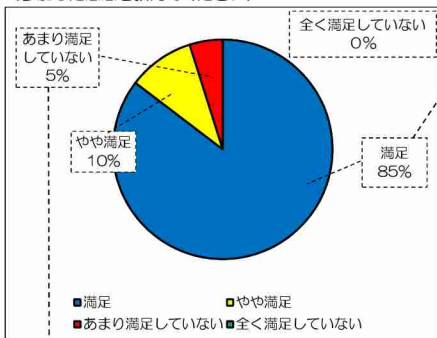


紅茶の産地について、プリントで学習した後に、ダーズリンとアッサムの2種類の茶葉の色や香り、味などをテイスティングしました。

家でもできる、紅茶の蒸らし方やおいしい飲み方を学びました。紅茶に合う本校フードサービスコースのパウンドケーキとともに紅茶を楽しみました。

○参加者アンケートの集計

<参加した感想を教えてください>



「満足」の理由

- たくさんの紅茶のことが知ることができたから (紅茶)
- 高校時代もやっていたので楽しかった (紅茶)
- 楽しめた (グラウンドゴルフ)
- 初めてやったけどすごく楽しかった (グラウンドゴルフ)
- 体が軽くなりました (リンパ)
- 体をもみほぐした時が気持ちよかった。仕事から帰ってきたらやってみようかなと思います。 (リンパ)
- 久しぶりにテニスをしてとっても楽しかった (テニス)
- 思い切り体を動かせた (テニス)

「満足していない」理由

- 結果がもうひととき (グラウンドゴルフ)
- 激しい運動をしていないから (テニス)

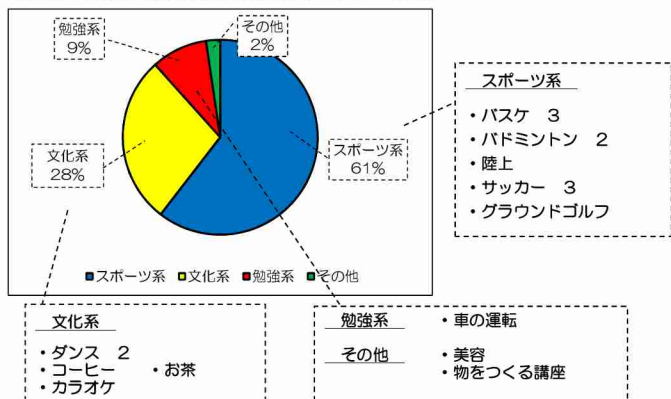
<今後もこのような講座があったら参加したいと思いますか>



「参加したい」理由

- いろいろ知ることができたら楽しいからです。(紅茶)
- 楽しかったから (複数)
- 次こそは勝つ! (グラウンドゴルフ)
- 仕事のリフレッシュになる (テニス)
- なかなか運動する機会がないので参加したい (テニス)

＜今後、どのような講座があったら参加してみたいですか＞



3. 今後に向けて

(1) 反省

本校の卒業生以外にも、対象を「市川市近辺にお住いの特別支援学校卒業生」として、案内を行ったが、他校卒業生の参加者はいなかった。本校職員から個別に流山高等学園や須和田の丘支援学校の卒業生も誘ってみたが、残念ながら参加はなかった。

【考えられる理由】

- ・案内の期間が短く、急であったこと
- ・他校の卒業生がじっくり検討する機会や案内が不十分であったこと
- ・出身校以外の学校へは行きにくい
- ・知っている仲間や先生がいない
- ・場所や行き方が良く分からない（土地勘もない）

(2) 次年度に向けて

卒業生のニーズをふまえて、今年度同様に、地域とのつながりを大切にして、地域のパートナーシップ企業や大学、近隣の特別支援学校、障害者就業・生活支援センターとも連携を密に図り、本校を拠点とした講座の内容を検討していく。あわせて、市川市を中心として葛南地区で実践されている生涯学習講座の一覧を作成するなど、卒業生が個々の趣味・嗜好にあわせて自由に選択できるシステムを構築していきたい。このような取組をとおして、特別支援学校の卒業生の生涯学習に関する意識を高めたり、知識や行動範囲を広げたりできればと考えている。

資料 2

本日の流れ

テーマ:「音楽を通して生涯の学びを充実させる」

1. はじめに
～さわやかおんがく隊ワークショップとは～
2. いままでの取組
～さわやか青年教室からさわやかコンサートへ～
3. 新しい取組への挑戦
～さわやかおんがく隊ワークショップ～
 - (1) 目指す姿(事業のゴール)
 - (2) 取組の工夫

「障害のある方の生涯を通じた
学びの充実をめざして」

さわやかおんがく隊ワークショップ



千葉県生涯学習センター・芸術文化センター
さわやかちば県民プラザ
上原和浩
佐々木正子

「障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンサート」第2回会議 2019.10.18

1. はじめに

～さわやかおんがく隊ワークショップとは～



さわやかコンサート(H29年)

- さわやか青年教室参加者にピアニストが！
彼を伴奏者として合唱隊結成
(28年度県民プラザコンサート出場)
- 来年は、障害者週間に、障害のある演奏家
によるコンサートを実現させよう！



平成29年度「さわやかコンサート」実現

2. いままでの取組

～さわやか青年教室 から さわやかコンサート～

さわやか青年教室(H14年～)

- ①レクリエーションやスポーツ教室、
料理教室等の体験プログラム
- ②大学生等スタッフとの交流を通して

社会生活のルールや技能を
身につける講座 (年7回)

さわやかコンサート感想から見られる成果

(参加者)

- ・またコンサートに参加したい。
- ・楽器の演奏にもチャレンジしたい。
- ・自分たちの手でコンサートをつくりたい。

(スタッフ)

- ・障害の有無に関係なく、他者から認められる場があることは重要。
- ・プログラムに音楽活動を組み込むことで、参加者による音楽サークルの結成を促し、学びの継続化につながるのではないかと。

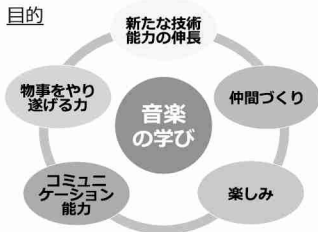
3. 新しい取組への挑戦

さわやかおんがく隊



- ◆対象 ・さわやか青年教室受講生
(県内在住の知的障害のある方)
- ◆実施回数 ・年間8回(10月～2月中旬)
- ◆受講者数 ・15名
- ◆スタッフ ・日本ヘルマンハーブ振興会
・錦歌会(東葛飾文化祭出演者)
・さわやか青年教室ボランティア(県内特別支援学校教員)
・高校生のためのボランティア体験講座受講生
・「柏の葉吹奏楽団」音楽ワークショップ受講生
・地域の学生など

目的



展望



さわやかおんがく隊支援者



【主催事業】
東京都文化祭出演者



【主催事業】
高校生のための
ボランティア体験講座



【主催事業】
「柏の葉吹奏楽団」
音楽ワークショップ



【主催事業】
さわやか青年教室
ボランティア



その他
地域の学生など

計画

活動日	ワークショップ活動内容	スタッフ
第1回(10月14日)	出会い・楽器紹介	スタッフ会議 指導者養成講習
第2回(11月4日)	出会い・楽器紹介	スタッフ会議 指導者養成講習
第3回(12月2日)	楽器練習	スタッフ会議 指導者養成講習
第4回(12月8日)	アゴラ公園練習 (特別支援学校作品展期間中)	スタッフ会議 指導者養成講習
第5回(1月13日)	コンサートプログラム決め	スタッフ会議 指導者養成講習
第6回(2月10日)	コンサート通し練習	スタッフ会議 指導者養成講習
第7回(2月17日)	午前:コンサート準備	スタッフ会議 指導者養成講習
〃(2月17日)	午後:コンサート本番	スタッフ会議 指導者養成講習

ながれ(第1回目)

- 13:00 講師、スタッフ打合せ
- 14:00 ワークショップ開始
始めの会
・講師紹介、ボランティア紹介
・受講生自己紹介 ※隊長・副隊長決め
・今後の活動について
- 14:10 練習開始
- 14:50 練習終了
終わりの会
・講師の先生のお話
・隊長、副隊長の話
・次回の連絡
- 15:10 講師、スタッフ反省会議
- 15:20 ヘルマンハーブ指導者養成講座

資料 3障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム
今後のスケジュール

第3回会議

日時： 平成30年11月 6日（火） 午後2時から

場所： 千葉市生涯学習センター 3階 特別会議室

- 協議： 1 障害当事者の保護者からのヒアリングについて
2 障害者向け講座の実践事例に係るヒアリングについて
3 県外先進事例に係るヒアリングについて 県外先進事例
視察報告について

第4回会議

日時： 平成31年1月から2月の間で調整中

場所： 調整中

- 議事： 1 学習プログラム開発に係る取組について
2 今年度のまとめと次年度の方向性について

【参考】（仮題）障害者の生涯学習推進フォーラム

日時： 平成31年 1月22日（火）

- 内容： 1 有識者による講演
2 本コンソーシアム会議報告
3 学習プログラム開発についての報告

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム

第2回会議 会議録

平成30年10月18日(木)

午前10時00分～11時45分

千葉市生涯学習センター 特別会議室

出席委員(敬称略五十音順)

浅岡 裕	上條 秀元	佐川 桂子	鈴木 一郎
中澤 尊史(代理)	坂本 理恵	萩原 稔之	藤尾 健二
堀子 榮	向野 光	横山 紀武	

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	吉野 光好
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	松田 裕二
社会教育振興室 社会教育班 主席社会教育主事兼班長	山内 一浩
	他 生涯学習課員5名
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 主幹兼教育支援室長	小倉 京子
	他 特別支援教育課員1名
さわやかちば県民プラザ 副所長	田中 祥子
	他 さわやかちば県民プラザ所員2名

1 開会

2 出席者紹介

3 主催者挨拶 吉野生涯学習課長

4 議事

- (1) 議事1 学習プログラム開発について ※資料参照
- (2) 議事2 その他

主査 おはようございます。予報に反してさわやかな天気となりました。
(向野委員) 本日は、いよいよスタートした学習プログラムについて事務局からの説明を受け、今後よりよいものにしていくために皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

- 主査 進行についてですが、まず事務局から、議論のポイントなどについて説明いただきます。その後、特別支援学校における取組についての議論、続いて、さわやかちば県民プラザにおける取組についての議論という形で進めさせていただきます。
それでは、事務局から説明願います。
- 松田室長 **【事務局の説明】**
- 主査 ありがとうございます。
それでは、学習プログラム開発についての議論に入ります。はじめに、特別支援学校における取組について、千葉県立特別支援学校市川大野高等学園の田中校長に御説明いただきます。
よろしくをお願いします。
- 発表者 **【特別支援学校における取組の説明 資料参照】**
(田中校長)
- 主査 ありがとうございます。これからしばらく時間を取りまして、皆さんから御意見や御感想をいただきたいと思います。
まず、私のほうから質問いたしますが、卒業生の同窓会加入状況について教えてください。
- 発表者 本校は、現状、卒業時に任意で同窓会について案内しており、6割程度が会費を納入して加入しています。ただ、やはり卒業後3年間はきちんとつながりを持って支えていきたいという考えから、保護者にも御理解いただいた上で、在学時の積み立ての中から会費を支出する形で、全ての卒業生に同窓会に加入していただこうと考えております。
- 堀子委員 参加者が42名であったことについて、広報について反省点に挙げられているが、どのように広報したのか紹介してください。
- 発表者 本校の卒業生については郵送の上、FAXやメールで申込みいただきました。また、他校のホームページにも掲載いただくなど、参加者を募る努力をいたしました。案内期間が短いこともあって他校の卒業生の参加はありませんでした。

藤尾委員

1点目は、今後の展開にも関わってくるので意見を述べます。資料によると、卒業生自身に加え、職員や企業にも事前アンケートを行っておりますが、取り組みたい内容について「本人のニーズ」と「職員・企業からのニーズ」の乖離が見られます。今回実施した内容は本人が希望するものばかりで、職員や企業がぜひ学習したほうが良いと考えている内容は盛り込まれていないことが気になります。

2点目です。サッカーやバスケットボールなどは、障害者スポーツクラブや仲間内でサークルを作って活動している方が結構いらっしゃいます。ですから、果たしてスポーツを学校で用意する必要があるのかと感じています。地域に資源があるのであれば、その活用術を一緒に考えていくことが必要だと考えます。今回は1回目ということですから、こうした形になったと思いますが、リンパや紅茶の講座についても、どのようにしたら民間で開催しているものに参加できるのかを一緒に考えることも必要だと考えます。一方、民間ではなく学校でなければできない内容を選別して実施していくことが良いと思います。障害のある方の中には、必ずしも障害者の集まりだけでなく、障害のない人たちの中に入って活動することを楽しみにしている人もたくさんいます。以上のような視点を持つことが大切だと思います。

主査

ありがとうございます。学校での講座にスポーツを取り入れることについて、また、地域や民間への広がりについて、皆さんから御意見をいただきたいと思います。

萩原委員

私共、障害者福祉推進課では障害者のスポーツや文化・芸術活動を推進しているところです。スポーツについて言えば、まずは場所、そして仲間、道具、指導者などが必要です。そうした意味で、県内全域でスポーツに親しんでいただける環境が整っているとは言えない現状です。

今回の特別支援学校の講座は、まずスポーツに親んでもらうという目的があったと思いますが、この後をどうフォローしていくのかを考えていくことが必要ですし、民間などとのネットワークの活用も検討するといいではと感じました。

- 上條委員 民間とのつながりを考える際、営利と非営利とに分けて検討して行く必要があると思います。
先ほど、管内市町村で実施している障害者対象の生涯学習講座等も集めてメニュー化し、それぞれが選択していただけるようにしたいという提案をお聞きしまして、たいへん素晴らしいと感じました。
今回、特別支援学校で実施することの良さとして、保護者も一緒に参加できたり、卒業生どうしでも交流できたりする点が挙げられます。学校と民間がはっきり住み分けするのではなく、重なる部分もありながら、本人が選択すればよいと思います。
- 藤尾委員 住み分けというよりは、学校に集約してしまうイメージを持っています。ですから、学校の外で活動参加できるスキルをつけていただくとよいのではないかと思います。我々だってお金を払ってジムや講座に通うこともありますし、障害者にとっても同じだと思うのです。
ただ、今あるものを一旦整理して、学校で何をやるべきなのか、どこに一番のニーズがあるのかについて検証いただくことが大切だと思っています。
- 主査 特別支援学校で講座を開催する意義について、皆さんから御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- 堀子委員 やはり、「どのような講座に参加してみたいか」というアンケートの結果にも表れているように、学校段階で学んだことを卒業後も引き続きやりたいと思っている卒業生が多いように思います。ですから、特別支援学校でも講座を開催しているということが足を運ぶきっかけになって、その後は、主体的に地域の生涯学習に参加できるようになっていけばよいと思います。そういった意味でも、初めは特別支援学校で参加するほうが本人にとって取り組みやすいということがいえると考えます。
- 浅岡委員 私も市川大野高等学園での4つの講座を見学させていただきました。今回の場合は卒業生のニーズの中から学校側でできるものを用意したといえると思います。一方、公民館について申しますと、例えば市川市の場合は春と秋に市民の皆さんに講座案内をさせていただいていますので、その中で障害のある方が参加したいものを選んでいただければよいなと思っています。ただ、障害者を迎え入れる環境や体制が十分に整っていないというのが現状でもあります。ですから、「つながる」というキーワードを大切に、学校と地域が連携していくことが大切だと考えています。

坂本氏 (中澤委員の代理) 特別支援学校で講座を開催する意義に関連して御質問させていただき
ます。先ほど発表いただいた資料にある先進校では、先ほど藤尾委員が
おっしゃった「職員や企業のニーズ」を反映した講座を行っているよう
です。こうした先進校は、初めからこうした取組を実施していたのか、ま
た参加率はどうかにかについて教えてください。そこに、特別支援学校
での講座を開催する意義が見えるように思います。

発表者 そこまでは把握できておりません。申し訳ありません。

主査 わかりました。他にいかがでしょうか。

佐川委員 特別支援学校で講座を開催する意義ということですが、とっかかりな
のだろうと思います。もちろん、共生社会を目指すこれからの時代にあ
っては、障害者だから障害者の中だけで生きていくとか、特別支援学校
だけが卒業後も支援を担っていくという考えや状況は、徐々に変わって
いくべきだろうと思っています。また、県教育委員会として「障害者の生
涯学習」をどこが所管するのかを検討した際にも、特別支援教育課では
なく、あくまで生涯学習課が中心となって取り組むことで、その後の継
続性や発展性があるだろうと判断した経緯もございます。しかしながら、
2年ほど前に初めて国から発信されてクローズアップされた「障害者の
生涯学習支援」ということと言えば、現状はやはり、とっかかりとして特
別支援学校を舞台にすることで、その後、地域に広がりやすいのではな
いかと思っております。

主査 私からも意見を述べさせていただきます。今回の講座を見学させてい
ただきましたが、すごくびっくりいたしました。というのは、私がイメー
ジしてきた教師主導型の同窓会等の行事と違って、地域の方々が講師と
して参加者と一緒楽しんで、晴れ晴れと帰っていく様子がとても新鮮
に映ったからです。私は、一般の方が参加する公民館等での講座に参加
したことはございませんが、おそらく、こういった自然な感じなのでは
ないかと思いました。そうした様子を見ていまして、卒業3年間程度、特
別支援学校で生涯学習に親しんだ方たちが、次のステップとして市町村
をはじめ身近な場所で生涯学習に取り組めるようになるといいなあと感
じました。こういった点も踏まえて考えていきますと、特別支援学校の
役割が見えてくるのかなと推測されます。

- 上條委員 私も伺いまして、たいへん驚き、新鮮な気持ちで視察させていただきました。資料を拝見いたしますと、事前にきちんとアンケートを取るなどしてしっかりと準備されたことで当日の成功を得たものであると感じしております。やはり、企画、実施、評価をしっかりと行うというのが大切だと思います。実際の講座ですが、地域の方が講師となつてとても熱心に御指導されておりました。おそらくですが、障害のある方への接し方に不慣れな講師もおいでだったかと思しますので、事前の打合せなども実施の必要があると思います。また、リンパの講座は参加人数が少なかったようですが、講師もたいへんすばらしく、募集案内の際に講座の内容がわかりやすければ大変人気が出たのではないかと思います。
- 主査 今の点について田中校長いかがですか。
- 発表者 講師の方々については、事前に打合せのために何度も学校においていただき、在学生の様子も見ていただきましたが、まだまだ不十分なところもあろうかと思しますので、今後はさらにしっかりと行うことといたします。また、当日終了後にもお話しいただきましたが、職員と卒業生の関わり方から参考になることもあったようです。今後また何かあれば力になりたい旨のお言葉ももらいました。最後に、「リンパde detox」という講座の名称ですが、内容がつかみづらかったという反省がありますので次回以降は工夫したいと思っております。
- 主査 確かにわかりにくいかもしれませんね。この辺りが、障害のある方と地域一般の方々をつなぐ上で、私たちが考慮したり支援したりするべきポイントなのかもしれませんね。それでは、最後にもうお一人いかがでしょうか。
- 鈴木委員 今回、参加者が少ないということでしたが、今後もこの学校を拠点としていくつかの学校の卒業生を対象にしていくのであれば、在学時から連携しておく必要があると思います。また、地域を巻き込むという観点で言えば人的資源も重要です。自治会、地域の社会福祉協議会や老人クラブなどにもスポーツや文化活動をしている方がたくさんいますので、そういった方々を参加者として取り込むような取組も行い、ネットワーク作りのきっかけにするとよいのではないかと思います。
- 主査 いろいろな意見を参考にしながら、今後も継続していくということが大切だと感じました。続けることで、他の学校への広がり、地域への広がりが期待できるのではないかと思います。

主査 それでは、引き続き、さわやかちば県民プラザにおける取組について、さわやかちば県民プラザの田中副所長、上原課長、佐々木主査から御説明いただきます。

発表者 【さわやかちば県民プラザにおける取組の説明 資料参照】
(県民プラザ)

主査 どうもありがとうございました。当日の様子もたいへんよくわかった御発表だったと思います。始めに私から質問させていただきますが、普段、「さわやか青年教室」に参加されている方の中でどのくらいの方が「さわやかおんがく隊」に参加したのか教えてください。

発表者 「さわやか青年教室」から14名の方が参加されています。また、その他、1名の方が御参加いただいております。

主査 ありがとうございます。委員の皆様、他にいかがでしょうか。

堀子委員 昨年度、さわやかコンサートを見学させていただきまして、自閉症のピアニストの方による演奏を聴かせていただきました。当日は、保護者の方を含めて多くの方が御来場だったと記憶しております。併せて、当日を含む期間に、特別支援学校の作品展も開催されていましたので、多くの方がコンサートの後にご覧になっていました。そうした形で、連動的な企画によって行事が行われ、生涯学習につながるきっかけになるのだと思いました。

浅岡委員 自閉症のピアニストの方のコンサートは、御本人の保護者の御理解によって実現したものです。さわやかちば県民プラザは、たくさんの方が出入りしておりますので、コンサートや展示会などを通していろいろな方に障害のある方々の活動を御覧いただきたいと思っております。私が在籍していた際は、流山高等学園と柏特別支援学校の生徒による販売会も行いました。県民の方々と触れ合っていたことが一番大切なことだと考えて行っておりました。もう一点ですが、「さわやか青年教室」は、どちらかといえば楽しむことがメインで余暇活動の意味合いが強いのですが、「さわやかおんがく隊」はそれに加味して、目標を達成して成就感を味わうという大きなフィールドに立っていると感じました。ですから、さわやかちば県民プラザのこうした取組は、今後も大いに進めていただきたいと思っております。

- 藤尾委員 「さわやか青年教室」について言えば、こうしたことを県でやっているのだというのが率直な感想です。一般の方もそうでしょうが、障害のある方でも、おそらくこの取組について知らないのではないかと思いますし、私自身も驚きました。ところで、青年教室の対象が50歳までになっている理由はどうしてでしょうか。もう少し広げて良いのではと思います。また、「さわやかおんがく隊」は定員40名のところ現在15名ということですので、地域の方も一緒に参加いただいてはどうかと思いますがいかがでしょうか。最後に、将来的に自主サークル化を目指しているところも大変すばらしいと思いました。
- 発表者 ありがとうございます。まず「さわやか青年教室」についてですが、開講当初は年齢制限を設けていませんでしたが、予想をはるかに超える応募状況となったことから、年齢を制限して募集することとなりました。次に「さわやかおんがく隊」についてですが、さわやか青年教室参加者のニーズに応える形で結成した経緯から、まずは彼らを中心に活動を考えているところです。今後は、大正琴なども取り入れて多様性を持たせていきたいと考えたとともに、将来的なことも考えて、自主サークル移行時のリーダー候補として隊長、副隊長を位置付け、自主的な活動を支援していこうと考えています。受講者間のネットワークを作っていく上で保護者の存在は大変大きいと考えておりますので、今後は保護者の参画について検討していきたいと考えております。
- 主査 ありがとうございます。ゆくゆくは50歳以上の方にも参加いただける講座ができるといいですね。委員の皆様、他にいかがでしょうか。
- 坂本氏
(中澤委員の代理) とてもよい取組だとお話を伺っておりましたが、例えば私共の会社は浦安市にあります。例えば、浦安市民の中には、この取組に参加したくても会場まで遠くに行くのが難しい方もいるのではないかと思います。特別支援学校ですと県内各地にありますので、各学校が生涯学習講座を実施するようになると近くのところに参加することができます。同じようにして、さわやかちば県民プラザのこうした活動を広げていくということについて検討されているのでしょうか。
- 発表者 昨年度、私共の研究紀要の中で「さわやか青年教室」についてまとめさせていただいております。実施マニュアルも掲載することで各市町村への広がりを目指しているところです。今後も、御指摘いただいた点を踏まえて当該講座の周知を図ってまいりたいと思います。

主査 今回はプログラム開発ということですから、市町村等の地域へどう広げていくかということが次への課題になってくると思います。他に御意見いかがでしょうか。

佐川委員 地域にどう広げていくかということに関連ですが、私が勤務しているエリアでも、障害者の生涯学習を地域で支えていくという動きは出てきているように思います。市内には、障害者の芸術活動を支援するNPOがあり、特別支援学校と連携して絵画教室等をやっております。昨年は特別支援学校で実施したのですが、今年は市の生涯学習センターで実施しまして、地域に開かれた形で開催できてよかったなと思っています。このように、NPOと特別支援学校が連携することも、地域に広がっていく一つの方策ではないかと考えます。

鈴木委員 私も幼いころから音楽に親しんでいるのですが、音楽活動も生きがいにつながりますので、「さわやかおんがく隊」の活動はたいへん良いものだと思っております。第1回の参加者は15名とのことでしたが、ヘルマンハーブの音量が小さいのではないかと感じました。今後は、大正琴なども加わるとのことでしたが、ボランティアの方や吹奏楽団の方々も交えることで、参加者の満足感や達成感も増すのではないかと思います。

主査 ありがとうございます。このことについていかがですか。

発表者 ヘルマンハーブ自体の音量は少々物足りない部分もありますが、たいへんきれいな音色です。コンサートについては、開放的な広いスペースであるアゴラにおいて、ヘルマンハーブ5台と大正琴4台でそれぞれに演奏することを考えております。その際、必要があればマイクの設置も考えているところです。

主査 アゴラはたいへんよいスペースで、2階や3階からものぞき込んで鑑賞することができますので、ぜひコンサートでは多くの方に御覧いただきたいと思います。音楽についてのワークショップはなかなかユニークだなと思いますが、ヘルマンハーブという楽器を選択した経緯について御説明いただけますか。

- 発表者 ヘルマンハーブ自体が、一般の譜面が読めない方でも簡単に奏できることのできる楽器です。昨年度の「さわやかコンサート」におきまして「ヘルマンハーブちよだ」という千代田区の皆さんに演奏いただいた際、「さわやか青年教室」のメンバーから自分たちもやってみたいという声がありまして、今回こうして実現いたしました。
- 主査 やはり、そういった出会いがワークショップにつながっているのだなとうれしく思います。他に、皆さんいかがでしょうか。
- 堀子委員 このくらいの時期から、さわやかちよだ県民プラザでは様々なコンサートが行われていて、地域の小、中学校、高等学校なども一緒に参加しています。その中の一つとして、「さわやかおんがく隊」の演奏も加えたら、大勢の方に御覧いただくよい機会になるのではないかなと思います。
- 主査 特別支援学校の中だけで、一般の方と交流する機会を持つことはなかなか難しい現状もありますので、生涯学習センターで行うことで地域に広がっていくのではないかと思います。「広がり」や「つながり」ということについてはいかがですか。
- 発表者 私共としても、初年度ということでもどこまで仕上げていけるか見えない部分もあります。今年度については、特別支援学校作品展開催期間中に、公開練習という形でアゴラでの練習風景を県民に見ていただくと思っております。また、毎月1回、コンサートも設けてございますので、演奏の機会を増やしていくことも検討していきたいと思っております。
- 主査 ありがとうございます。他に皆さんいかがでしょうか。
- 上條委員 参加している方々に対するアンケートなどを実施することで、本人たちの目標などを浮き彫りにするとよいのかなと考えます。
- 浅岡委員 さわやかちよだ県民プラザは県の生涯学習センターですから、県全体に活動を情報発信いただいて、そのことがヒントになって県内各地域に広げていくよう期待しています。

主査 障害者に関係する方々が集って情報交換することで、それぞれの活動がそれぞれの場所で広がっていくといいなと思っております。どうやって広げていくかということが今後の課題かなと思っております。本日は2つのプログラムについて御議論いただきまして、本当にありがとうございました。議事の1は以上となります。

主査 事務局に伺いますが、その他に議事はございますか。

松田室長 ございません。

主査 それでは、本日の議事は以上ですので、進行を事務局にお返しします。

6 連絡

7 閉会